



宮崎県労働委員会年報

令和2年版

令和3年3月

宮崎県労働委員会

は じ め に

令和2年は、非正規雇用労働者への不合理な待遇差の禁止（いわゆる「同一労働同一賃金」に関する新たなルール）など、「働き方改革」による関連法の改正・施行が順次進められるとともに、事業主に対するパワーハラスメント対策の義務付けや、賃金請求権の消滅時効延長など、労務管理の在り方を大きく変える施策が実施されました。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、製造業や飲食業などを中心に解雇・雇止めが増加するとともに、テレワークやオンライン会議の推進など、「新しい生活様式」に則した対応が求められるようになっており、労働環境は今後も大きく変化することが予想されます。

このような中で、労使紛争の解決においては、法制度の変化に対応するとともに、より一層関係機関と緊密な連携を図り、適切かつ迅速に対処していく必要があります。

本県労働委員会としましては、これらの要請に応えながら、公・労・使三者構成による公正・中立な労使紛争解決の専門機関としての特色を生かし、県内の労使関係の健全化、安定化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

この年報は、令和2年の1年間に宮崎県労働委員会が取り扱った事件及び労働委員会の活動状況等を整理収録したものです。この小冊子が、労使の各位、労働問題に関心をもっておられる方々の御参考になれば幸いです。

令和3年3月

宮崎県労働委員会

会長 山崎 真一朗

目 次

第1章	労働委員会の概要	
第1節	労働委員会	1
第2節	委員	2
第3節	あっせん員候補者	3
第4節	事務局	4
第2章	会 議	
第1節	総 会	5
第2節	公益委員会議	8
第3節	連絡協議会等	9
第3章	労働争議の調整等	
第1節	労働争議の調整	
第1	概 要	11
第2	概 況	12
第2節	公益事業に係る争議行為の予告	13
第3節	争議行為の発生届出	13
第4章	不当労働行為の審査等	
第1節	不当労働行為の審査	
第1	概 要	15
第2	概 況	16
第3	審査の目標期間及び実施状況	17
第4	不当労働行為事件の概要	18
第2節	労働組合の資格審査	
第1	概 要	20
第2	概 況	21
第3	労働組合資格審査一覧	21
第3節	認定・告示	22
第5章	個別的労使紛争のあっせん	
第1	概 要	23
第2	概 況	24
第3	個別あっせん事件一覧	25
第4	個別あっせん事件の概要	26
第6章	労働相談	
第1	概 要	35
第2	概 況	35
第7章	広報活動	41

(参考)

1	調整事件		
	表 1	年別取扱件数	47
	図 1	新規申請件数の推移	49
2	不当労働行為事件		
	表 2	年別取扱件数	50
	図 2	新規申立件数の推移	52
3	個別あっせん事件		
	表 3	年別取扱件数	53
	図 3	新規申請件数の推移	53
4	労働相談		
	表 4	年別相談件数	54
	図 4	相談件数の推移	54
5	宮崎県労働委員会歴代委員名簿		55

第 1 章 労働委員会の概要

第 1 節 労働委員会

労働委員会は、都道府県の必置機関であり（地方自治法第180条の5第2項及び労働組合法第19条の12第1項）、公益を代表する公益委員、労働者を代表する労働者委員、使用者を代表する使用者委員の三者同数（本県労働委員会の場合は、各側5名の計15名）で構成される合議制の執行機関です。

労働者委員は労働組合の、使用者委員は使用者団体のそれぞれ推薦に基づいて、公益委員は労働者委員及び使用者委員の同意を得て、都道府県知事が任命し、その任期は2年となっています。

労働委員会の職務権限は、(1)調整機能 と (2)判定的機能（準司法的機能）の二つに分けられます。

調整機能は、労働争議のあっせん、調停及び仲裁を行う機能です。あっせんは指名されたあっせん員（本県労働委員会の場合、公・労・使各側委員2名ずつ）によって、調停は公・労・使の三者委員で構成される調停委員会によって、仲裁は公益委員だけで構成される仲裁委員会によって行われます。

判定的機能（準司法的機能）は、①労働組合の資格審査（労働組合法第5条及び第11条）、②不当労働行為の審査（同法第7条及び第27条）、③公益事業の争議行為予告義務違反に対する処罰請求（労働関係調整法第42条）、④地方公営企業等における使用者の利益を代表する者の範囲に関する認定・告示（地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項）などを行う機能です。判定的機能は、公益委員だけで構成される公益委員会議によって行われます。

加えて、本県労働委員会では、平成14年4月1日から、知事の委任を受けて、個別的労使紛争についての相談及びあっせんを行っています。

第 2 節 委 員

本県労働委員会の第43期の委員は、次のとおりです。

第 4 3 期委員名簿（任期 令和元年 8 月20日～令和 3 年 8 月19日）

（令和 2 年12月31日現在）

区分	氏 名	現 職（又は前職）	在 任 期 間
公 益 委 員	◎山崎 真一郎	弁護士	平19. 8. 20～ 連 7 期
	○後藤 厚一	(宮崎県総合博物館長)	平27. 8. 20～ 連 3 期
	金丸 憲史	特定社会保険労務士	平23. 8. 20～ 連 5 期
	山口 弥生	弁護士	平27. 8. 20～ 連 3 期
	八重尾 龍	弁護士	令元. 8. 20～ 新 任
労 働 者 委 員	横山 節夫	(日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長)	平11. 8. 20～ 連 1 1 期
	有村 文雄	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 顧問	平25. 8. 20～ 連 4 期
	中川 育江	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長	平25. 8. 20～ 連 4 期
	黒木 忠博	(宮崎交通労働組合 執行委員長)	平25. 8. 20～ 連 4 期
	吉岡 英明	全日本自治団体労働組合宮崎県本部 執行委員長	令元. 8. 20～ 新 任
使 用 者 委 員	大森 一仁	株式会社宮崎信販 代表取締役社長	平24. 2. 6～ 連 5 期
	工藤 久昭	宮崎経済同友会 顧問	平25. 8. 20～ 連 4 期
	芝 三千代	社会福祉法人まりあ 副理事長	平29. 8. 20～ 連 2 期
	見戸 康人	株式会社テレビ宮崎 常勤監査役	平29. 11. 21～ 連 2 期
	河野 洋一	宮崎県経営者協会 専務理事	令元. 8. 20～ 新 任

◎ 会長

○ 会長代理

第3節 あっせん員候補者

あっせん員候補者は、労働関係調整法第10条及び第11条の規定に基づき、本県労働委員会が委員及び県職員の中から委嘱しています。

労働争議が発生したときは、会長は、関係当事者の申請又は職権に基づいて、あっせん員候補者名簿に登載されている者の中からあっせん員を指名し、指名されたあっせん員があっせんを行います。

あっせん員候補者名簿（五十音順）

（令和2年12月31日現在）

氏名	現職（又は前職）	委嘱日
有村 文雄	労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 顧問	令元. 8. 21
大森 一仁	使用者委員 株式会社宮崎信販 代表取締役社長	令元. 8. 21
小倉 久典	労働委員会事務局 調整審査課長	令2. 4. 6
金丸 憲史	公益委員 特定社会保険労務士	令元. 8. 21
河野 洋一	使用者委員 宮崎県経営者協会 専務理事	令元. 8. 21
工藤 久昭	使用者委員 宮崎経済同友会 顧問	令元. 8. 21
黒木 忠博	労働者委員 (宮崎交通労働組合 執行委員長)	令元. 8. 21
兒玉 洋一	商工観光労働部 雇用労働政策課長	令2. 4. 6
後藤 厚一	公益委員 (宮崎県総合博物館長)	令元. 8. 21
阪本 典弘	労働委員会事務局長	平31. 4. 2
芝 三千代	使用者委員 社会福祉法人まりあ 副理事長	令元. 8. 21

氏 名	現 職（又は前職）	委 嘱 日
中川 育江	労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長	令元. 8. 21
見戸 康人	使用者委員 株式会社テレビ宮崎 常勤監査役	令元. 8. 21
八重尾 龍	公益委員 弁護士	令元. 8. 21
山口 弥生	公益委員 弁護士	令元. 8. 21
山崎 真一郎	公益委員 弁護士	令元. 8. 21
横山 節夫	労働者委員 (日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長)	令元. 8. 21
吉岡 英明	労働者委員 全日本自治団体労働組合宮崎県本部 執行委員長	令元. 8. 21
米村 文明	労働委員会事務局 調整審査課課長補佐	令 2. 4. 6

第 4 節 事 務 局

労働委員会の事務を処理するため、労働組合法第19条の12第6項で準用する同法第19条の11第1項の規定に基づいて事務局が設置されており、事務局長及び事務局職員は、会長の同意を得て知事が任命します。

本県労働委員会の事務局の体制は下図のとおりであり、職員数は現員10名です。

事務局長 — 調整審査課長 — 課長補佐 — 紛争解決支援担当(7名)[注]
--

[注] 7名中1名は、商工観光労働部雇用労働政策課との兼務。

第 2 章 会 議

第 1 節 総 会

総会は、委員会の意思決定を行う会議であり、労働委員会規則第5条第1項に規定されている諸事項を審議、決定するほか、公益委員会議における決定事項や事件の処理状況など委員会の業務運営全般についての報告が行われています。

本県労働委員会では、原則として毎月第1・第3月曜日に定例総会を開催しています。令和2年中の定例総会の開催状況は、次のとおりです。

回	開催年月日	主 要 議 題
1411	令 2. 1. 7	1 令和2年度(第87回)九州労働委員会連絡協議会の議題等について 2 令和2年度定例総会の開催日程(案)について ○ 委員研修(八重尾委員『退職と実務上の諸問題について』)
1412	令 2. 1. 20	1 第75回全国労働委員会連絡協議会総会の議題について 2 令和元年(不)第1号不当労働行為救済申立事件について 3 令和元年(個)第9号あっせん事件について 4 令和2年度諸会議開催予定について 5 12月の労働相談状況について ○ 委員研修(宮崎労働局職業対策課高齢者対策・外国人対策官『外国人労働者を雇用する企業への指導や支援について』)
1413	令 2. 2. 3	1 令和2年(個)第1号あっせん事件について ○ 委員研修(公益社団法人宮崎県看護協会宮崎県ナースセンター長『看護協会における労働問題や人手不足に対する取組について』)
1414	令 2. 2. 17	1 令和2年度労働委員会委員研修計画(案)について 2 令和元年(不)第1号不当労働行為救済申立事件について 3 令和2年(個)第2号あっせん事件について 4 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 5 令和2年(予)第1号争議行為予告について 6 1月の労働相談状況について ○ 委員研修(山崎会長『抑うつ状態で欠勤中の女性職員の休職願いを拒否してなした解雇に関する個別紛争あっせんについて』)
1415	令 2. 3. 2	1 令和2年(個)第1号あっせん事件について 2 令和2年(個)第2号あっせん事件について 3 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 4 九州地区労働委員会使用者委員連絡協議会代表者会議について 5 2月の労働相談会の実施結果について ○ 委員研修(宮崎大学地域資源創成学部准教授『学生アルバイトをめぐる諸問題について』)

回	開催年月日	主 要 議 題
1416	令 2. 4. 6	1 あっせん員候補者の解任及び委嘱について 2 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 3 争議行為の発生届出について 4 九州ブロック労委労協第2回幹事会について 5 2月の労働相談状況について ○ 委員研修(事務局『九州労働委員会会長会議の議題について』)
1417	令 2. 5. 18	1 令和2年度宮崎県労働委員会事業計画(案)について 2 令和元年(不)第1号不当労働行為救済申立事件について 3 令和2年(予)第1号争議行為予告について 4 令和2年(予)第2号争議行為予告について 5 令和元年度宮崎県労働委員会事業計画の実績報告について 6 3月・4月の労働相談状況について ○ 委員研修(金丸委員『新型コロナウイルス感染症を含む自然災害時の労働相談対応について』)
1418	令 2. 6. 1	1 中央労働委員会からの争議行為予告通知について ○ 委員研修(山口委員『休業手当(労働基準法第26条)～新型コロナウイルス関連～について』)
1419	令 2. 6. 15	1 令和元年(不)第1号不当労働行為救済申立事件について 2 「労働相談の日」の結果について 3 5月の労働相談状況について ○ 委員研修(吉岡委員『自治労という労働組合の課題について』)
1420	令 2. 7. 6	1 令和2年(個)第3号あっせん事件について 2 令和2年(予)第2号争議行為予告について ○ 委員研修(福岡出入国在留管理局宮崎出張所長『県内における在留外国人の状況について』)
1421	令 2. 7. 20	1 公営企業における「使用者の利益を代表する者」の範囲認定の申出について 2 争議行為の終了について 3 6月の労働相談状況について ○ 委員研修(宮崎労働局雇用環境・均等室主任『働き方改革の取組について』)
1422	令 2. 8. 3	1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における定例総会の開催について 2 公営企業における「使用者の利益を代表する者」の範囲認定について ○ 委員研修(宮崎県総合政策部総合政策課主幹『宮崎県総合計画(未来みやざき創造プラン)について』)

回	開催年月日	主 要 議 題
1423	令 2. 9. 23	1 令和元年(不)第1号不当労働行為救済申立事件について 2 令和2年(個)第4号あっせん事件について 3 令和2年(個)第5号あっせん事件について 4 7月・8月の労働相談状況について 5 労使関係セミナーについて ○ 委員研修(八重尾委員『副業・兼業と実務上の諸問題について』)
1424	令 2. 10. 5	1 労使関係セミナーについて ○ 委員研修(宮崎労働局職業安定部長『新型コロナウイルス感染症による影響～雇用と対策～について』)
1425	令 2. 10. 19	1 令和2年(個)第4号あっせん事件について 2 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 3 9月の労働相談状況について 4 令和2年度上半期ホームページアクセス件数について 5 宮崎県労働委員会年報について ○ 委員研修(宮崎産業経営大学法学部講師『日本の解雇法制について～解雇の法的救済と雇用終了の手続的規整の観点から～』)
1426	令 2. 11. 2	1 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 2 10月の労働相談会の結果について ○ 委員研修(宮崎労働局労災補償課労災管理調整官『労働者災害補償保険制度の概要と実務について』)
1427	令 2. 11. 16	1 令和2年(個)第6号あっせん事件について 2 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 3 九州ブロック労委労協第1回幹事会について 4 10月の労働相談状況について 5 新型コロナウイルス感染拡大への対応等に係る労働委員会規則の改正案について ○ 委員研修(金丸委員『ハラスメントへの対応について』)
1428	令 2. 12. 7	1 令和2年(個)第6号あっせん事件について 2 第75回全国労働委員会連絡協議会総会について 3 令和3年度委員研修に関するアンケートについて ○ 委員研修(事務局『あっせん事例(降格)について』)
1429	令 2. 12. 21	1 令和3年度(第88回)九州労働委員会連絡協議会の議題について 2 令和2年度公労使委員個別紛争専門研修について 3 11月の労働相談状況について ○ 委員研修(事務局『令和2年度九州労働委員会公益委員連絡会議議題について』)

第2節 公益委員会議

公益委員会議は、公益委員のみで行う会議であり、不当労働行為事件に関する事項や労働組合の資格審査など、労働委員会規則第9条第1項に規定されている事項を審議します。

本県労働委員会の場合、原則として定例総会日に開催するほか、会長が必要に応じて招集します。

令和2年中の公益委員会議の開催状況は、次のとおりです。

回	開催年月日	議 題
779	令 2. 6. 15	1 令和元年(不)第1号不当労働行為救済申立事件について (第1回合議) 2 労働組合の資格審査について
780	令 2. 7. 20	1 令和元年(不)第1号不当労働行為救済申立事件について (第2回合議) 2 公営企業における「使用者の利益を代表する者」の範囲認定の申出について
781	令 2. 10. 5	1 令和2年度九州労働委員会公益委員連絡会議の議題の回答について

第3節 連絡協議会等

中央労働委員会及び各都道府県労働委員会相互の連絡を密にし、その事務処理について必要な統一と調整を図るため、労働委員会規則第86条の規定により、公・労・使の三者構成による連絡協議会並びに会長及び事務局長の各連絡会議が、全国又は九州ブロックで開催される他、各側委員及び事務局職員を対象とした各種会議及び研修が開かれています。

令和2年中の連絡協議会等の開催状況は、次のとおりです。

会 議 名		開 催 日	開催地	
全 国 会 議	1	全国労働委員会事務局長連絡会議	中 止	愛 媛 県
	2	全国労働委員会会長連絡会議	中 止	愛 媛 県
	3	第75回全国労働委員会連絡協議会総会	令2.11.19～20(WEB)	東 京 都
	4	全国労働委員会事務局審査主管課長会議	令2.11.26(WEB)	東 京 都
	5	全国労働委員会事務局調整主管課長会議	令2.11.26(WEB)	東 京 都
九 州 ブ ロ ッ ク 会 議	1	九州労働委員会事務局調査研究会議 (審査部門)	令2.1.23～24	大 分 県
	2	九州地区労働委員会使用者委員連絡協議会 代表者会議	令2.2.27～28	福 岡 県
	3	2019年度九プロ労委労協第2回幹事会	令2.3.3～4	佐 賀 県
	4	九州労働委員会会長会議	中 止	鹿 児 島 県
	5	九州労働委員会事務局長会議	中 止	鹿 児 島 県
	6	2020年度九プロ労委労協総会・研修会	書 面	佐 賀 県
	7	第87回九州労働委員会連絡協議会	中 止	佐 賀 県
	8	九州労働委員会事務局課長会議	書 面	福 岡 県
	9	九州労働委員会公益委員連絡会議	書 面	大 分 県
	10	2020年度九プロ労委労協第1回幹事会	令2.11.9	福 岡 県
研 修 会	1	労働委員会事務局職員中央研修	中 止(DVD)	東 京 都
	2	総合労働相談員研修(宮崎労働局主催)	中 止	宮 崎 市
	3	第48回九州地区労働委員会使用者委員研修会	中 止	熊 本 県
	4	九州労働委員会事務局職員研修会	中 止	大 分 県
	5	公労使委員個別紛争専門研修	令2.12.3(WEB)	東 京 都

第 3 章 労働争議の調整等

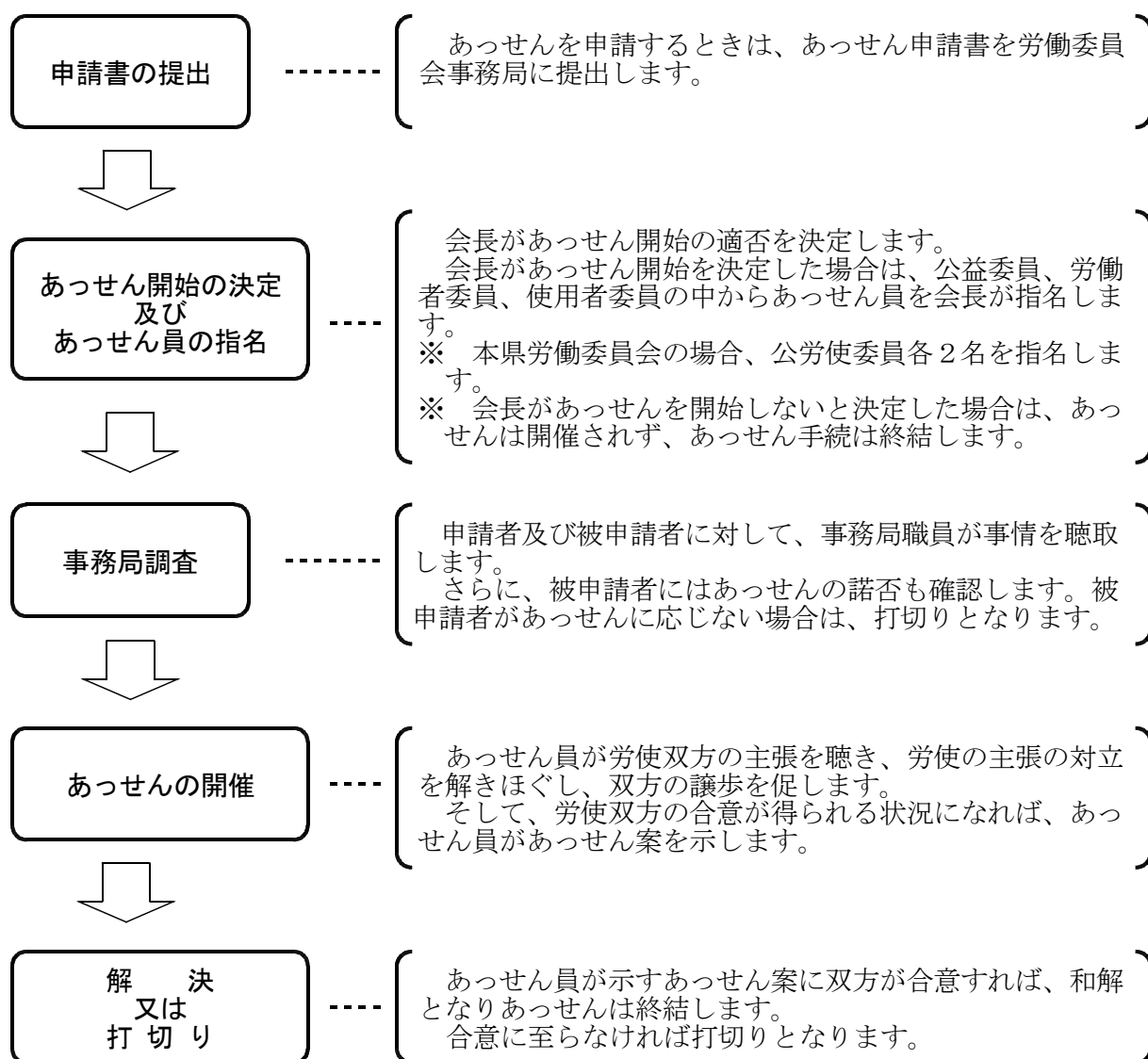
第1節 労働争議の調整

第1 概要

労働組合と使用者との間で労働条件など労働関係に関する問題が生じ、団体交渉等による自主的な話し合いでは解決が困難となった場合に、労働委員会が両者の間に入り、労使双方の歩み寄り・譲歩を促進させることによって合意に導き、労働争議の自主的解決を促すものです。

労働争議の調整には、あっせん、調停、仲裁の3種類がありますが、もっとも簡便なあっせんが多く利用されており、労働組合、使用者どちらからでも申請できます。

○あっせんの流れ



【注意事項・参考事項】

- 1 あっせん申請は、いつでも取り下げることができます。
- 2 本県労働委員会では、あっせん開始から終結までの目標処理期間を50日と定めています。

第2 概 況

令和2年の取扱件数は、0件でした（表1）。

表1 調整事件取扱件数

調 整 区 分	係 属			終 結 状 況						次 年 繰 越
	前 年 繰 越	新 規	計	解 決		打 切 り ・ 不 調	取 下 げ		不 開 始	
				調自 整主 活解 動決 中	調受 整 勸 告 案諾		調指 整名 員前	調指 整名 員後		
あっせん	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
調 停	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
仲 裁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第2節 公益事業に係る争議行為の予告

公益事業に関して争議行為が発生すると、公衆の日常生活に大きな影響を与えることから、労働関係調整法第37条第1項の規定により、関係当事者は、争議行為をしようとする日の少なくとも10日前までに、労働委員会及び厚生労働大臣又は都道府県知事にその旨を通知しなければならないことになっています。

公益事業とは、運輸事業、郵便、信書便又は電気通信の事業、水道、電気又はガスの供給の事業、医療又は公衆衛生の事業等公衆の日常生活に不可欠な事業であり、労働関係調整法第8条にその範囲が定められています。

令和2年中、本県労働委員会においては次のとおり2件の予告を取り扱いました。

公益事業に係る争議行為予告一覧

事 件 番 号	組 合 員 数	届 出 者	届 出 年月日	争 議 項 目	調 査 開 始 年月日	争議 の 有無	結 果	終 結 年月日	所 要 日 数
令和2年 (予)第1号	80	組合	令2. 2.12	賃金 他2項目	令2. 2.12	無	解決	令2. 4.20	69
令和2年 (予)第2号	約180	組合	令2. 4.15	賃金 他5項目	令2. 4.15	無	解決	令2. 6.30	77

また、中央労働委員会から、本県関係分として、17件の争議行為予告があった旨の通知がありました。

第3節 争議行為の発生届出

労働委員会は労働争議解決のために常に最新の情勢を適格に把握しておく必要があることから、労働関係調整法第9条の規定により、関係当事者は、争議行為が発生したときは、労働委員会又は都道府県知事に、直ちにその旨を届け出なければならないことになっています。届出の対象は、公益事業に限らず、全ての事業です。

令和2年中、本県労働委員会においては1件の届出を取り扱いました。

第 4 章 不当労働行為の審査等

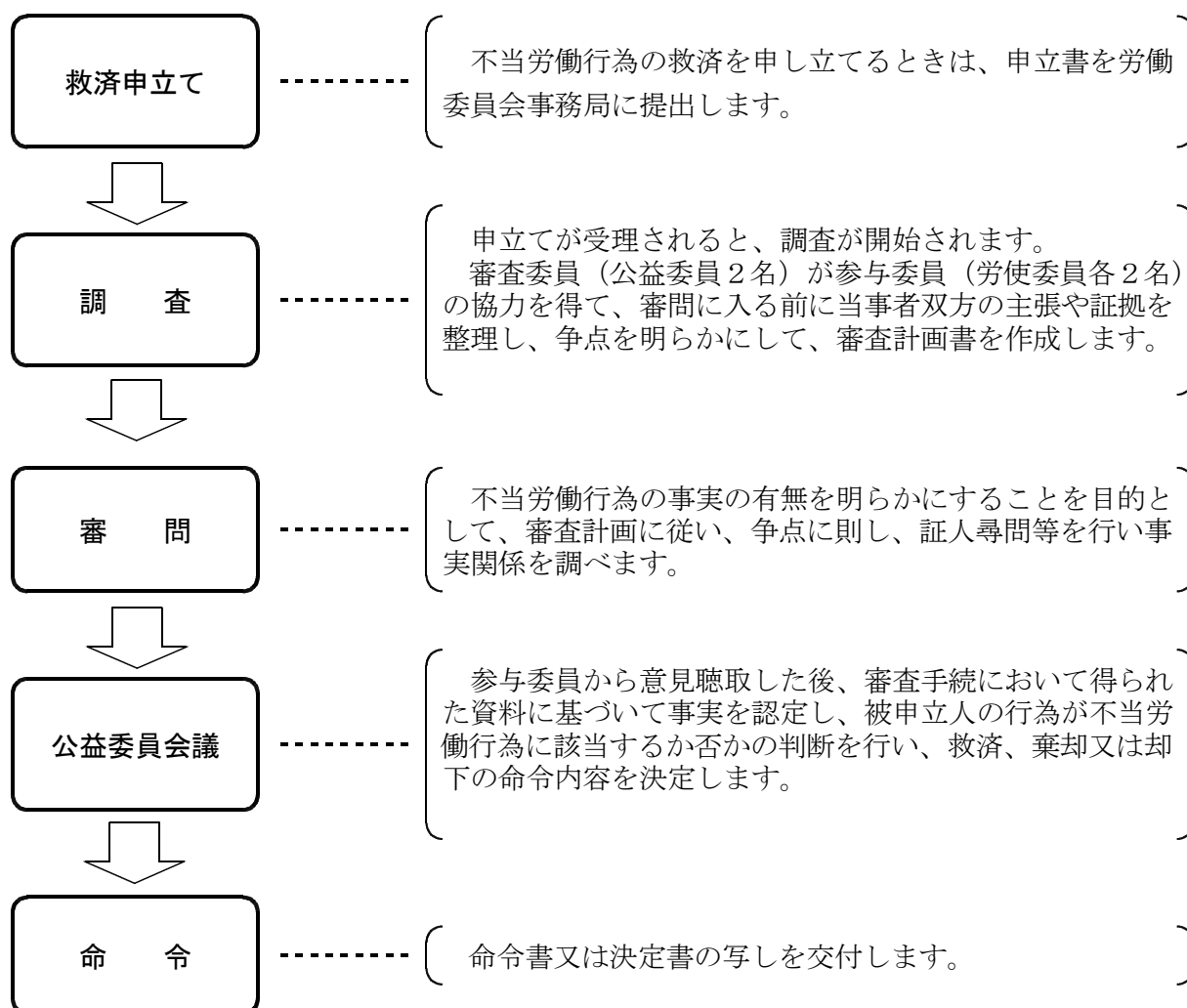
第 1 節 不当労働行為の審査

第 1 概要

使用者から労働組合法第 7 条に該当する不当労働行為を受けたと考える労働組合又は労働者は、労働委員会に救済の申立てを行うことができます。

救済申立てがなされると、労働委員会は審査を行い、不当労働行為があったと判断した場合は、使用者に対し、不当労働行為を是正するよう命令を出します。

○ 不当労働行為の審査の流れ



【注意事項・参考事項】

- 1 申立て後命令が出されるまでの間、いつでも申立てを取り下げることができます。
- 2 労使間で和解の機運が生じた場合は、和解による解決を勧めることがあります。
- 3 本県労働委員会の発した命令に不服がある当事者は、中央労働委員会に再審査の申立てを行ったり、地方裁判所に命令の取消しを求める行政訴訟（取消訴訟）を提起することができます。なお、一定の期間内に再審査の申立てがなされなかったこと等により命令は確定しますが、使用者がこの確定した命令に違反した場合は、過料に処せられることとなります（労働組合法第 27 条の 13、第 32 条）。
- 4 本県労働委員会では、不当労働行為救済申立てから命令までの審査の目標期間を、1 年と定めています。

第2 概況

令和2年の取扱件数は、前年繰越1件で、和解により終結しました（表1）。

当該事件は、労組法7条各号別では1号関係で、業種別では教育関係でした（表2、3）。

表1 不当労働行為事件取扱件数

係属			終結								次 年 繰 越	
前 年 繰 越	新 規 申 立	計	取下げ・和解				命令・決定					合 計
			取 下 げ	和 解			救 済	棄 却	却 下	計		
				無 関 与	関 与	計						
1	—	1	—	—	1	1	—	—	—	—	0	0

表2 労組法7条各号別申立件数

1号	2号	3号	4号	1・2号	1・3号	2・3号	1・2・3号
1	—	—	—	—	—	—	—

表3 業種別取扱件数

建設業	製造業	運輸業、 郵便業	御売業、 小売業	宿泊業、 飲食 サービス業	医療、 福祉	教育、 学習 支援業	その他
—	—	—	—	—	—	1	—

第3 審査の目標期間及び実施状況

1 審査の目標期間

本県労働委員会では、労働組合法第27条の18に規定する審査の目標期間（救済申立てから命令までの期間）を、1年としています。ただし、個々の事案に応じて、更に早期終結に努めるものとしています。

2 審査の実施状況

令和2年は、係属中の事件1件（前年繰越）について審査を実施し、処理日数は435日で、和解により終結しました（表1）。

表1 令和2年の係属事件に係る審査の実施状況一覧

事 件 番 号	令和元年(不)第1号	
該 当 条 項	労働組合法第7条第1号	
請 求 す る 救 済 内 容	不利益取扱撤回	
申 立 年 月 日	令和元年5月30日	
終 結 年 月 日	令和2年8月6日	
処 理 日 数	435日	
終 結 区 分	関与和解	
審 査 等 実 施 回 数	調 査	4 (1)
	審 問	3 (3)
	和 解 協 議	2 (2)
	合 議	2 (2)
審 査 委 員	山崎、後藤	
参 与 委 員	横山、有村、大森、工藤（江藤）	
業 種 別	教育、学習支援業	

(注) 審査等実施回数欄の()は、令和2年に実施した回数
参与委員欄の()は、申立受理後に退任した委員

第4 不当労働行為事件の概要

令和元年（不）第1号事件

申立て 令和元年5月30日

申立人 労働組合A

被申立人 学校法人B

請求する救済内容

- 1 不利益取扱いの撤回1（組合執行委員長の自宅待機命令の取消し）
- 2 不利益取扱いの撤回2（組合事務局長の人事異動の取消し）
- 3 不適切なヒアリングに対する謝罪

【取下げ】

救済内容2

【変更】

救済内容1（変更内容 組合執行委員長の自宅待機命令に伴う職務上の不利益の原状回復）

【追加】

不利益取扱いの撤回3（組合事務局長の休職中の給与の全額支払い）

終 結 関与和解

1 事件の概要

Aが、Bの行った不適切と思われる支出について、Bの理事・評議員に対し、是正を求める書面を提出したところ、BがAの執行委員長に対して自宅待機を命じたこと、Aの事務局長に対して異動を命じたこと及び長時間にわたる不適切なヒアリングが行われたことが不利益取扱いに当たるとして救済の申立てがなされた。

申立後、令和元年9月20日付けで救済内容の一部取下げ、同年10月1日付けで救済内容の変更、追加が行われた。

(1) 申立人の主張

- ① 不適切な支出について追及した組合の活動は正当なものであり、執行委員長への自宅待機命令は不利益取扱いに当たる。
また、自宅待機命令は解除されたが、自宅待機命令に伴う職務上の不利益は原状回復されていない。
- ② 事務局長への長時間にわたる不適切なヒアリングにより、事務局長は適応障害を発症し休職を余儀なくされた結果、給与が一部しか支給されていない。
これらには相当因果関係が認められ、不利益取扱いに当たる。

(2) 被申立人の主張

- ① Aが、Bの人事や運営に介入を図ったことは、正当な組合活動の範囲を逸脱するとともに、組合執行部の権限の濫用であり、業務命令としての自宅待機命令は正当なものであり、不当労働行為には当たらない。
また、組合の主張する自宅待機命令に伴う職務上の不利益は法的観点から到底認められないものである。
- ② 事務局長に対して行ったヒアリングは、持病の出現に対して介抱を行っていた時間が多分に含まれている。
なお、ヒアリングの内容及び態様も、決してパワーハラスメントではなく、不当労働行為には当たらない。
また、適応障害による休職とヒアリングとの因果関係の判断は容易でないため、労災認定の専門機関である労働基準監督署に判断を委ねることや、業務起因性の判断は置いて、給与の全額支払いも提案したが、Aはいずれも拒否した。

2 審査委員

【審査委員】山崎（委員長）、後藤

【参与委員】（労側）横山、有村（使側）大森、工藤（江藤）

3 審査経過

令和元年7月30日	第1回委員調査
令和元年9月17日	第2回委員調査
令和元年10月21日	第3回委員調査
令和2年1月16日	第4回委員調査
令和2年2月14日	第1回審問
令和2年4月15日	第2回審問
令和2年6月2日	第3回審問
令和2年6月15日	第1回合議
令和2年7月9日	第1回和解協議
令和2年7月20日	第2回合議
令和2年8月6日	第2回和解協議

4 審査結果

第2回委員調査後、申立ての一部取下げ、変更、追加が行われ、第3回委員調査にて争点を一部変更し、第4回委員調査において審査計画を策定した。

以後、3回の審問を経て結審したが、双方に対して和解意向の確認を行ったところ、内容について意見の隔たりはあったものの、和解の意向は双方から確認できたため、命令書交付に向けた合議と並行して和解協議を行った。

その後、第2回の和解協議において和解が成立して和解協定書を締結し、同日付けで取下書が提出され、事件は終結した。

第2節 労働組合の資格審査

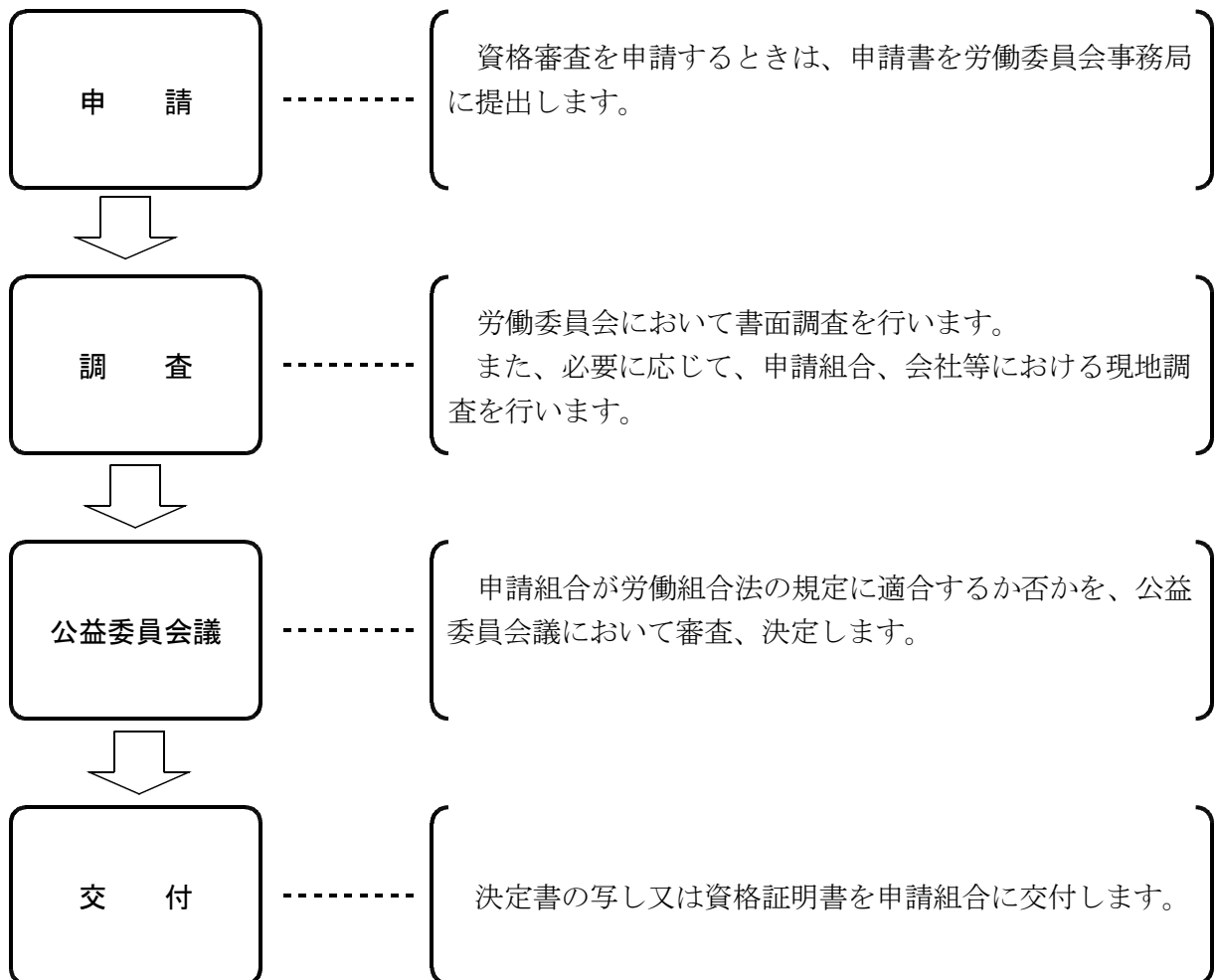
第1 概要

我が国では、労働組合は自由に結成することができ、行政庁への届出等を行う必要はありませんが、次の場合は、労働組合は労働組合法の定める一定の資格要件を備えている必要があります。

- ア) 不当労働行為の救済を申し立てる場合
- イ) 労働委員会の労働者委員候補者を推薦する場合
- ウ) 法人登記をするために、資格証明書の交付を受ける場合
- エ) 労働協約の拡張適用の申立てをする場合
- オ) 職業安定法に定められている無料の労働者供給事業を行う場合など

この資格要件の有無について労働委員会が審査することを、労働組合の資格審査といいます。

○労働組合の資格審査の流れ



【資格要件について】

労働組合が資格審査により適格と認められるための要件（資格要件）には、自主性の要件（労働組合法第2条）と民主性の要件（同法第5条第2項）があります。

第2 概況

令和2年の取扱件数は、前年繰越1件で、取下げにより終結しました（表1）。申請事由別では、不当労働行為救済申立てに伴うものが1件でした（表2）。

表1 資格審査取扱件数

係 属			終 結					次 年 繰 越
繰 越	新 規	計	適 合	不適合	打切り	取下げ	計	
1	—	1	—	—	—	1	1	—

表2 申請事由別件数

不当労働行為	委員推薦	法人登記	協約拡張適用	そ の 他
1	—	—	—	—

第3 労働組合資格審査一覧

番 号	申 請 者	申 請 日	申 請 事 由	決定・終結年月日 終 結 区 分
令和元年(資)第3号	労 働 組 合	1. 5. 30	不当労働行為 元年(不)1号	2. 8. 6 取 下 げ

第 3 節 認 定 ・ 告 示

地方公営企業等の職員が結成し、又は加入する労働組合については、労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者（使用者の利益を代表する者）の範囲を、当該企業等又は当該組合の申出等に基づき、労働委員会が認定して告示することとされています（地方公営企業等の労働関係に関する法律第 5 条第 2 項）。

令和 2 年の取扱状況は、次の 1 件です。

○令和 2 年（認）第 1 号宮崎県企業局認定告示

地方公営企業等名：宮崎県企業局

組合の名称又は表示：宮崎県公営企業労働組合

申出年月日：令和 2 年 6 月 25 日

認定年月日：令和 2 年 7 月 20 日

告示年月日：令和 2 年 7 月 30 日

認定した労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲

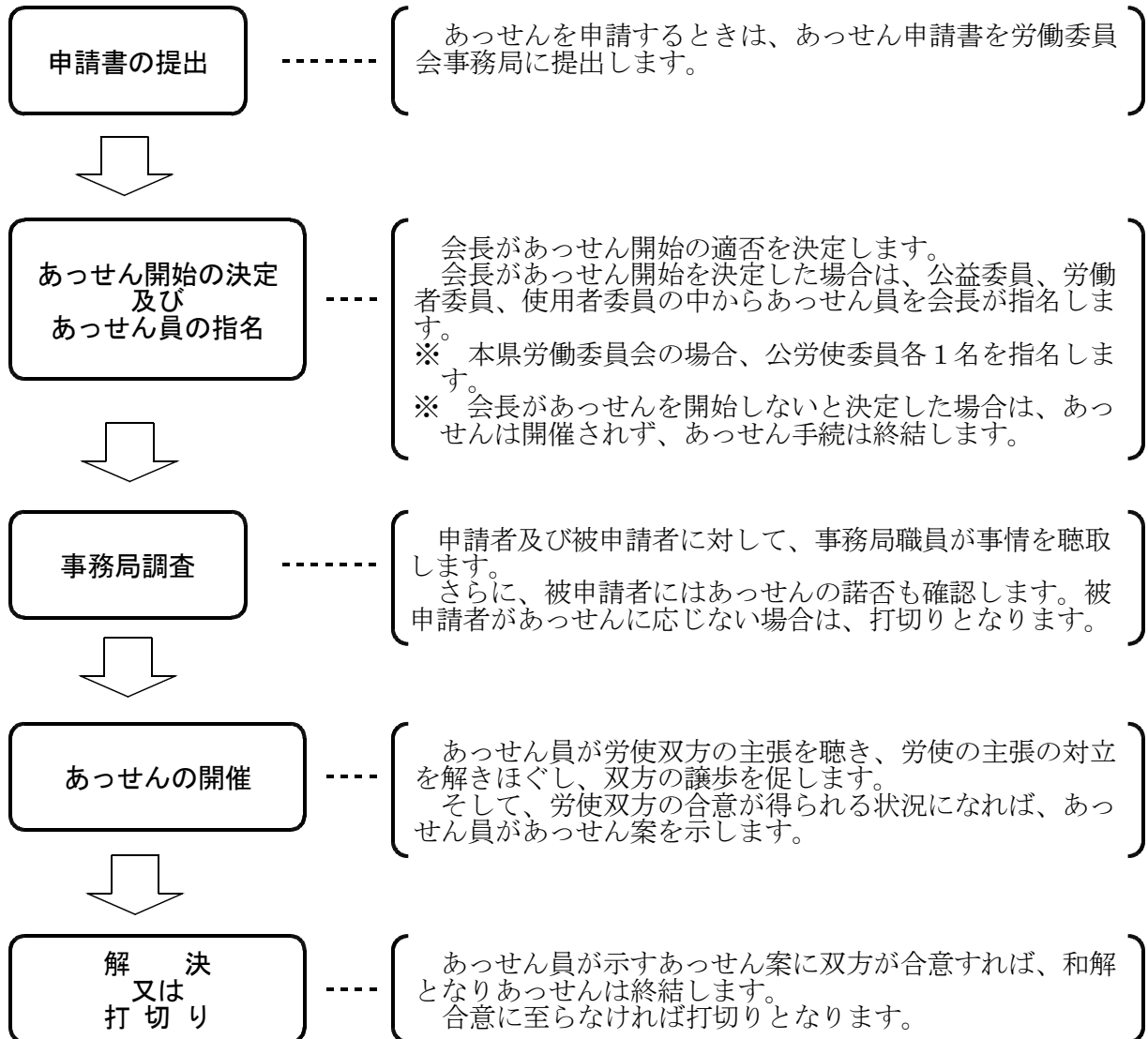
勤 務 箇 所	職 名
本 庁	副局長 技監 課長 室長 課長補佐（課長不在の場合その職務を代行する者 1 名に限る。） 総務課において総務、人事、給与、労務又は予算の事務に従事する主幹又は副主幹（課の特定の事務を掌理する者に限る。）
北部管理事務所	所長 副所長

第 5 章 個別的労使紛争のあっせん

第1 概要

労働者個人と使用者との間で生じた労働関係に関する問題（例えば、解雇、パワハラ・嫌がらせ、賃金未払など）について、あっせんを行っています。労働者、使用者のどちらからでも申請できます。

○あっせんの流れ



【注意事項・参考事項】

- 1 あっせん申請は、いつでも取り下げることができます。
- 2 本県労働委員会では、あっせん申請から終結までの目標処理期間を、30日と定めています。

第2 概況

令和2年の取扱件数は、令和元年からの繰越1件及び新規申請6件で、いずれも年内に終了しました。結果は、解決2件、打ち切り3件、取下げ1件、不開始1件でした（表1）。

紛争内容別では、「解雇・雇止め」が4件、「労働条件」及び「パワハラ・嫌がらせ」が2件、「退職」が1件、「その他」が1件で、業種別では、「医療、福祉」が2件、「建設業」、「製造業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」及び「農業、林業」がそれぞれ1件でした（表2、3）。

表1 あっせん事件取扱件数

係属			終結状況					次 年 繰 越	
前 年 繰 越	新 規	計	解 決		打 切 り	取 下 げ			不 開 始
			あ 自 主 解 決 中	あ 受 つ せ ん 案 諾		あ 指 つ せ ん 員 前	あ 指 つ せ ん 員 後		
1	6	7	—	2	3	—	1	1	0

表2 紛争内容別取扱件数

解雇 ・ 雇止め	退職	賃金関係	労働契約	懲戒処分	労働条件	パワハラ ・ 嫌がらせ	その他
4	1	—	—	—	2	2	1

（注） 1件の事件に複数の内容を含む場合があるため、あっせん事件取扱件数と紛争内容別取扱件数の合計は一致しない。

表3 業種別取扱件数

建設業	製造業	運輸業、 郵便業	卸売業、 小売業	宿泊業、 飲食 サービス業	医療、 福祉	サービス業	その他
1	1	1	1	—	2	—	1

（注） その他は、「農業、林業」が1件。

第3 個別あっせん事件一覧

事件番号	申請者	あっせん事項	申請年月日	開始年月日	あっせん回数	あっせん結果	終結年月日	所要日数	あっせん員(公)(労)(使)	業種別
1・9号	労働者	・契約期間途中で退職に追い込まれたことへの解決金の支払い	1・12・9	1・12・11	1	解決	2・1・17	40	八重尾・中川・見戸	農業、林業
2・1号	労働者	・パワハラに対し適切に対応しなかったことへの謝罪と解決金の支払い	2・1・27	2・1・30	—	打切り	2・2・17	22	山口・横山・河野	建設業
2・2号	労働者	・雇用保険上の離職理由を事業所の廃止によるものとする	2・2・5	2・2・6	—	取下げ	2・2・21	17	金丸・有村・芝	卸売業、小売業
2・3号	労働者	・本件離職により紛争が生じ長期化していることへの解決金の支払い	2・6・12	—	—	不開始	2・6・15	4	—	運輸業、郵便業
2・4号	労働者	・パワハラへの適切な対応がなされず精神的苦痛を被ったことへの損害賠償を求める	2・8・21	2・8・25	1	打切り	2・10・5	46	金丸・吉岡・河野	製造業
2・5号	労働者	・休職期間延長を認め、体調回復後は復職を認めること ・復職後の業務内容の見直し及びシフト制導入の話し合いをすること	2・8・26	2・9・1	—	打切り	2・9・18	24	八重尾・中川・河野	医療、福祉
2・6号	労働者	・解雇であることの確認 ・解雇に対する損害賠償と慰謝料の請求	2・11・9	2・11・12	1	解決	2・11・30	22	山口・中川・工藤	医療、福祉

第4 個別あっせん事件の概要

令和元年（個）第9号 あっせん事件

申請	請	令和元年12月9日
申請者		労働者A
被申請者		株式会社B
あっせん事項		契約期間途中で退職に追い込まれたことへの解決金の支払い
あっせんの結果		令和2年1月17日 解決

1 申請の概要

Aは、Bの運営する事業所に、無期雇用のパートとして約4年間勤務していたが、Bの指示により新たに1年更新の雇用契約を締結した。ところがその後、上司から退職勧奨を受けるようになり、退職理由を「一身上の都合」とする旨の退職届を提出するよう指示を受けた。

Aは、当初は「分かりました」と返答したものの、その後撤回し、退職届の提出を拒否していたが、その後も退職するよう執拗に迫られ、また、業務で使用する機械を操作しないよう指示されるなど、仕事を上げられたように感じる対応もあったことから、勤務を継続する意欲を失い、最終的には、退職理由を「解雇のため」と記載して退職届を提出し、退職日までは有給休暇を消化することとした。

このため、Aから、契約期間途中で退職に追い込まれたことへの解決金の支払いを求めて、あっせん申請がなされた。

2 当事者の主張

(1) 申請者の主張

- ・1年更新の雇用契約を締結したにも関わらず、期間途中で退職勧奨を受けた。
- ・「辞める気はない」と意思表示したにも関わらず、上司から「一身上の都合により退職する」旨の退職届を提出するよう指示された。執拗な退職勧奨を受け、やむを得ず「『解雇のため』退職する」旨の退職届を提出した。
- ・契約期間途中で退職に追い込まれたことへの解決金の支払いを求める。

(2) 被申請者の主張

- ・Aの年齢や身体の状態を考えると、これ以上勤務させるのは危険であり、使用者としても労務管理上のリスクが生じるおそれが高いと判断し、退職勧奨を行った。
- ・解雇予告期間を意識して、退職日の1か月前までに退職届を提出させようと、繰り返し退職届の提出を指示した。結果的に退職届に「解雇のため」と記載されていたため、解雇したという認識である。
- ・金銭の支払いに応じるつもりはない。

3 あっせんの結果

あっせんの方針としては、事実関係の確認には深く踏み込まず、金銭支払いによる解決を図ることとした。

あっせんでは、Aが「雇用期間満了までの○か月間の給与相当分の支払い」を求めたのに対し、Bは「説明不足などの不手際があったのは事実であり、解雇を取り消し

て復職させることは可能である」「○か月間の給与相当分の支払いには応じられないが、不手際に対し金銭解決を検討する余地はある」と返答した。そこで、Bに対し、仮に裁判に移行した場合の負担などを説明した上で、金銭解決について粘り強く説得したところ、「●円までの支払いであれば応じられる」「不手際に対しての謝罪も可能である」との意向が示され、Aもこれを承諾した。

最終的に、「会社都合により退職したことを相互に確認すること」「解決金として●円を支払うこと」及び「本件を巡って紛争が生じたことについて謝罪すること」を含めたあっせん案を双方が受諾し、事件は解決した。

令和2年（個）第1号 あっせん事件

申請者	令和2年1月27日
被申請者	労働者C
あっせん事項	株式会社D
あっせんの結果	パワハラに対し適切に対応しなかったことへの謝罪と解決金の支払い 令和2年2月17日 打ち切り

1 申請の概要

Cは、Dに正社員として勤務しており、ある時期からは、Dが管理する建設現場にて、現場代理人として業務に従事していた。そのような中、Cは、歳下の同僚からパワハラを受けるようになり、このことを上司に相談したところ、同僚からCに謝罪が行われた。しかし、その後も同僚からのパワハラが続いたため、上司に「配置換えを行うか、退職させてほしい」と相談したが、Dから具体的な対応はなされず、精神的負担から心身の不調を感じるようになったCは、Dに退職願を提出した上で退職した。

このため、Cから、パワハラに対し適切に対応しなかったことへの謝罪と解決金の支払いを求めて、あっせん申請がなされた。

2 当事者の主張

(1) 申請者の主張

- ・同僚からパワハラ（精神的な攻撃）を受け、上司に複数回相談したが、適切な対応がなされず、退職せざるを得なくなった。
- ・適切な対応がなされなかったことへの謝罪と解決金の支払いを求める。

(2) 被申請者の主張

- ・Cの業務遂行能力に問題があり、それを指導・補助したものであって、パワハラとは認識していない。
- ・謝罪や金銭の支払いに応じる余地はない。

3 あっせんの結果

Dが不応諾の意思を示し、その意思は固く、あっせんに応じる見込みはないと判断し、あっせんを打ち切った。

令和2年（個）第2号 あっせん事件

申請者	令和2年2月5日
被申請者	労働者E
あっせん事項	株式会社F
あっせんの結果	雇用保険上の離職理由を事業所の廃止によるものとする こと 令和2年2月21日 取下げ

1 申請の概要

Eは、Fが運営する店舗にパートとして勤務していたが、Fの経営不振により、Eの勤務する店舗が閉鎖されることとなり、Eを含む社員に対し、「会社都合での退職として扱われる」との説明が行われた。

ところがその後、Eの雇用保険加入手続きが漏れていたことが判明し、遡及加入の手続きが行われることとなったが、Fから「会社都合ではなく自己都合での退職となる」と説明された。EはFに対し、理由を説明するよう繰り返し申し入れたが、Fは「閉店の1か月前までに手続きが終了しなかったためである」「国が関わっているため変更できない」「本部からの指示である」との説明を繰り返すのみであった。

このため、Eから、雇用保険上の離職理由を事業所の廃止によるものとすることを求めて、あっせん申請がなされた。

2 当事者の主張

(1) 申請者の主張

- ・店舗閉鎖を理由に雇用契約が終了するにも関わらず、「雇用保険の遡及加入手続きの関係で、離職理由を自己都合とせざるを得ない」との説明を受けた。
- ・自分一人だけ自己都合とされるのは納得できないため、他の職員と同様に、離職理由を事業所の廃止によるものとするをを求める。

(2) 被申請者の主張

- ・Eの雇用保険加入手続きが漏れており、遡及加入手続きを行ったが、店舗閉鎖の1か月前までに手続きが終わらなかったため、離職理由を自己都合とせざるを得なくなった。
- ・本部から指示を受けて対応してきた。会社内部の事情ではなく国が関わっているものであるため、離職理由は変えられない。

3 あっせんの結果

あっせん申請後の自主交渉において、EがFの本部の労務担当者に経緯を説明したところ、労務担当者から、「閉店に当たり、ハローワークに『再就職援助計画』の認定申請を行う必要があったが、Eの雇用保険遡及加入手続きがその申請期限に間に合わなかった。このことについて、店舗の担当者に対し『Eを追加して申請するが、間に合わないかもしれない』との説明を行ったが、『離職理由が自己都合になる』という趣旨ではなかった。」「Eの雇用保険加入については既に手続きが完了しており、離職票上の離職理由は『事業の縮小又は一部休廃止に伴う人員整理を行うためのもの』として処理する。」との説明がなされた。

その後、Eからあっせん申請取下書が提出されたため、事件は終結した。

令和2年（個）第3号 あっせん事件

申請者	労働者G
被申請者	株式会社H
あっせん事項	本件離職により紛争が生じ長期化していることへの解決金の支払い
あっせんの結果	令和2年6月15日 不開始

1 申請の概要

Gは、Hに正社員として勤務していたが、Hの代表者から「辞めてもらう」と言われた上、退職願の様式を交付されたため、解雇であると認識しつつも、やむを得ず数日後に退職願を提出した。

ところが、雇用保険の離職票上の離職理由を自己都合退職とされたため、Gはハローワークに異議申立を行ったが、Hは「Gが自主的に退職願を提出したものである」と主張したため、異議は認められず、結果として自己都合退職として求職者給付を受給した。その後Gは、労働局あっせん及び労働審判により、求職者給付の差額相当額等の支払いを求めたが、双方の主張は対立し、いずれも和解には至らなかった。

このため、Gから、本件離職により紛争が生じ長期化していることへの解決金の支払いを求めて、あっせん申請がなされた。

なお、Gは別途、労働基準監督署に対し、解雇予告手続が適切に行われていないことについての刑事告訴を行っており、あっせんで解決に至った場合には、刑事告訴を取り下げるとの意向であった。

2 当事者の主張

(1) 申請者の主張

- ・Hの代表者から「辞めてもらう」と言われて退職したため、解雇だと認識しているが、離職票上の離職理由を自己都合退職とされた。
- ・本件離職に関して紛争が生じ、長期化していることに対して、解決金の支払いを求める。

(2) 被申請者の主張

- ・退職願の様式を交付したのは事実だが、Gが自主的に退職願を提出したのであり、解雇ではなく自己都合退職である。
- ・解雇の事実はないため、金銭による解決は全く考えていない。

3 あっせんの結果

あっせん申請後のGとのやり取りにおいて、本件紛争に関して既に労働審判が確定し、裁判上の和解が成立していることが確認された。

「個別的労使紛争の処理に関する実施要領」第2条第2号において、あっせんの対象とすることが適当でないと認められる紛争として「裁判所で判決が確定し、又は民事調停若しくは和解が成立した紛争」が挙げられていることを踏まえ、あっせんを不開始とした。

令和2年（個）第4号 あっせん事件

申請者	令和2年8月21日
被申請者	労働者I 株式会社J
あっせん事項	パワハラへの適切な対応がなされず精神的苦痛を被ったことへの損害賠償を求める
あっせんの結果	令和2年10月5日 打切り

1 申請の概要

Iは、Jが運営する工場に正社員として勤務していたが、直属の上司から業務に関して叱責や不適切な指導を受けるようになり、その中で、研磨した鉄の棒を顔に押し当てられ火傷を負うなどしたため、より上の立場の上司らに相談したところ、直属の上司に対して聴き取りが行われ、結果として直属の上司から謝罪を受けた。

しかしその後、再び直属の上司から不適切な指導を受けるようになり、危険な作業を伴う部署へ異動させるとの脅迫や、「辞めてしまえ」との発言を受けたため、精神的苦痛から退職することとした。

このため、Iから、パワハラへの適切な対応がなされず精神的苦痛を被ったことへの損害賠償を求めて、あっせん申請がなされた。

2 当事者の主張

(1) 申請者の主張

- ・上司からパワハラを受け、より上の立場の上司らに相談したことで一時的には改善したが、その後適切な対応がなされなかったことによりパワハラが再開し、精神的苦痛から退職した。
- ・パワハラへの適切な対応がなされず、精神的苦痛を被ったことへの損害賠償を求める。

(2) 被申請者の主張

- ・パワハラとは認識していないが、相談に対しては適切に対応し、Iも納得していた。その後は相談を受けておらず、Iが自己都合により退職したと考えている。
- ・パワハラとは認識しておらず、適切な対応は行っていたため、金銭解決に応じる余地はない。

3 あっせんの結果

あっせんの方針としては、事実関係の確認には深く踏み込まず、金銭支払いによる解決を図ることとした。

あっせんでは、Iが最低〇円での金銭解決を希望したのに対し、Jは金銭解決に応じる余地はないと主張した。

そこで双方に対し、●円での金銭解決に応じる余地はないか確認したが、いずれも応じられないとの返答であったため、あっせんによる解決は困難と判断し、あっせんを打ち切った。

令和2年（個）第5号 あっせん事件

申請者	令和2年8月26日
被申請者	労働者K
あっせん事項	株式会社L
あっせんの結果	①休職期間延長を認め、体調回復後は復職を認めること ②復職後の業務内容の見直し及びシフト制導入の話し合いをすること 令和2年9月18日 打切り

1 申請の概要

Kは、Lが運営する福祉施設において、パートの障がい者雇用枠職員として勤務していたが、持病が悪化し、「〇か月程度の安静加療を要する」旨の診断書が出された。KがLに診断書を提出したところ、Lにはパート職員の休職に関する定めがなかったものの、〇か月間の休職が認められた。

その後も病状は回復せず、Kが休職期間の延長を申し入れたところ、Lから、「前回の休職は特例で認めたものであり、これ以上の休職期間の延長には応じられず、休職期間終了により退職となる」旨記載された文書が届いた。

このため、Kから、休職期間延長を認め体調回復後は復職を認めること並びに復職後の業務内容の見直し及びシフト制導入の話し合いをすることを求めて、あっせん申請がなされた。

2 当事者の主張

(1) 申請者の主張

- ・持病の悪化により〇か月間休職し、その後も体調が回復しなかったため休職期間の延長を申し入れたが、認められなかった。
- ・休職期間の延長及び体調回復後の復職を認めることを求める。また、復職後の業務内容及びシフト制導入について話し合うことを求める。

(2) 被申請者の主張

- ・パートには休職制度を設けておらず、前回は特別に認めていた。正社員の場合でも〇か月が上限であり、正社員の就業規則では、休職期間が満了しても傷病が治癒せず就業が困難な場合は、休職期間満了を以て退職とすることと定めている。

3 あっせんの結果

Lが不応諾の意思を示し、その意思は固く、あっせんに応じる見込みはないと判断し、あっせんを打ち切った。

令和2年（個）第6号 あっせん事件

申請者	労働者M
被申請者	有限会社N
あっせん事項	①解雇であることの確認 ②解雇に対する損害賠償と慰謝料の請求
あっせんの結果	令和2年11月30日 解決

1 申請の概要

Mは、Nが運営する福祉施設に転職するよう再三打診を受け、これに応じ正社員の管理職として勤務する旨の労働契約書に署名・押印し、提出した。

ところが、勤務開始日前に当該施設でアルバイトをした際、Nに対し施設運営に関する意見を伝えたところ、Nの代表者らが激高し、話し合いができない状況となった。その後のNの代表者とのSNSでのやり取りや、届いた手紙の文面から、Mは事実上の解雇であると認識した。

このため、Mから、解雇であることの確認及び解雇に対する損害賠償と慰謝料の支払いを求めて、あっせん申請がなされた。

2 当事者の主張

(1) 申請者の主張

- ・ Nから再三打診を受け、管理職として採用された。早期の勤務開始を強く要望され、転居費用負担の約束もしたため、予定より早く転居・転職した。
- ・ 勤務開始前にアルバイトをした際、Nと口論になり、その後のNの代表者とのSNSでのやり取りや手紙の文面から、事実上の解雇だと認識している。
- ・ 解雇であることの確認及び解雇に対する損害賠償と慰謝料の支払いを求める。

(2) 被申請者の主張

- ・ 初めにMから働きかけがあったのであり、積極的な転職の打診等を行っていないが、労働契約を締結したのは事実である。早期の転居・転職はMから言い出したのであり、要望は行っていない。転居費用負担を提案したのは事実だが、Mに断られた。
- ・ SNSで感情的なやり取りをしたのは事実だが、Mが連絡なく出勤しなくなったのであり、解雇だとは認識していない。
- ・ 解雇と認識しておらず確認には応じられないが、金銭解決であれば応じる余地はある。

3 あっせんの結果

あっせんの方針としては、事実関係の確認には深く踏み込まず、金銭支払いによる解決を図ることとした。なお、あっせん事項のうち「解雇であることの確認」については、雇用保険の求職者給付を給付制限期間なく受給するためのものであったが、ハローワークに確認した結果、「前職を自己都合退職していること」及び「転職先からの離職票が出ないこと」から、給付制限期間は課されるとの回答を得ていたため、Mへの事情聴取の冒頭において、この点については求めないことを確認した。

あっせんでは、Nが○円程度なら応じられると主張したのに対し、Mは最低でも●円（○円の2倍程度）を希望すると主張した。そこで、Nに対し、和解に応じることのメリットなどを丁寧に説明し説得したところ、●円で応じるとの返答を得た。

最終的に、「Mの労働契約が解除されたことを相互に確認すること」、「アルバイト分の賃金として△円、解決金として▲円（合計●円）を支払うこと」、「NはMに対し本件について陳謝すること」を含めたあっせん案を双方が受諾し、事件は解決した。

第 6 章 勞 働 相 談

第1 概要

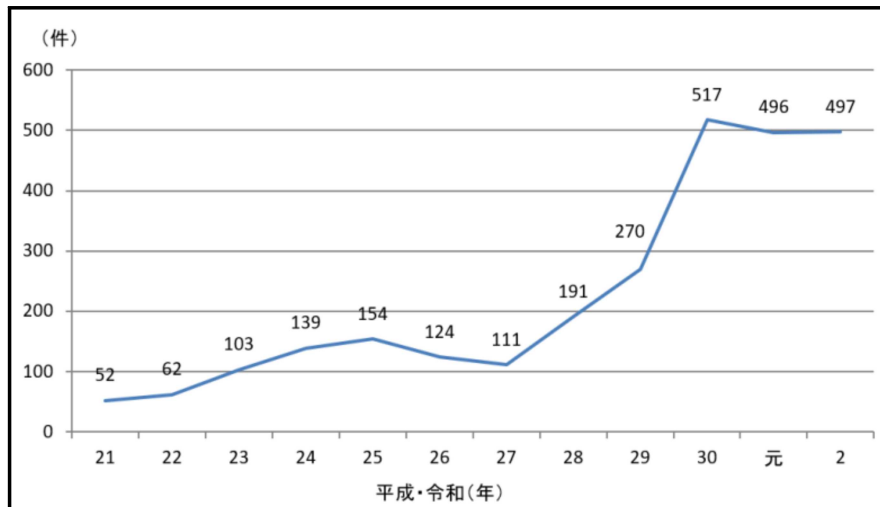
本県労働委員会では、労働者と使用者との間の労働条件や職場の人間関係に起因するパワハラ等、労働問題全般にわたる様々な相談を受け付け、必要な情報の提供や助言を行っています。相談の内容によっては「個別的労使紛争のあっせん」制度を活用して解決を促すことも行います。

第2 概況

相談件数を年次別にみると、近年増加の傾向にあります。
令和2年の相談件数は497件で、前年比1件の増加でした。

(図1)

図1 年次別相談件数の推移



令和2年の相談を内容別にみると、次のとおりとなっています。

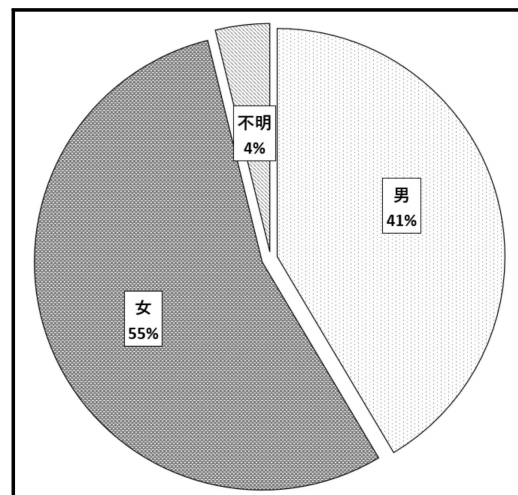
1 性別、年代別相談件数（労働組合、企業等は除く）

相談者（件数）を性別にみると、男性194件（41%）、女性256件（55%）と、女性からの相談が多くなっています。（表1、図2）

表1 性別相談件数

性別	件数
男	194
女	256
不明	18
合計	468

図2 性別相談割合

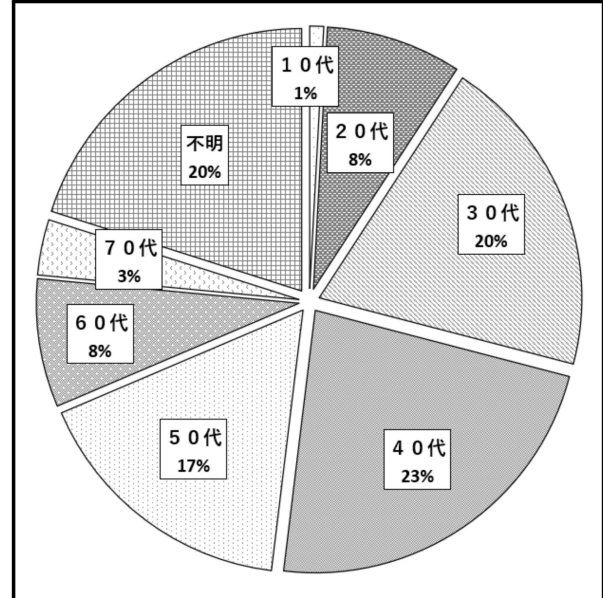


また、相談者（件数）を年代別にみると、40代が107件（23%）で最も多く、次いで30代が93件（20%）、50代が78件（17%）となっており、中堅世代からの相談が多くなっています。（表2、図3）

表2 年代別相談件数

年代	件数
10代	4
20代	39
30代	93
40代	107
50代	78
60代	37
70代	16
不明	94
合計	468

図3 年代別相談割合



2 雇用形態別相談件数（労働組合、企業等は除く）

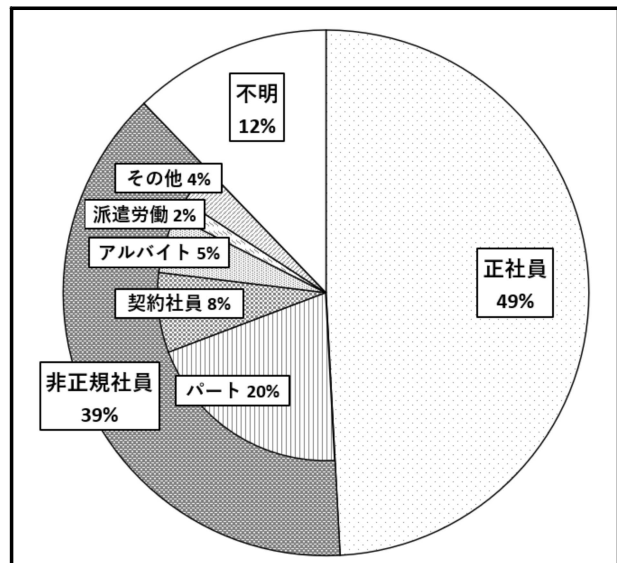
相談者（件数）を雇用形態別にみると、正社員が230件（49%）で、非正規社員の181件（39%）を上回っています。非正規社員の内訳をみると、パートが94件（全体の20%）で、非正規社員の5割以上を占めています。

さらに、性別（不明、対象外を除く）にみると、男性は正社員が116件（男性全体の60%）、非正規社員が55件（同28%）であるのに対し、女性は正社員が112件（女性全体の44%）、非正規社員が119件（同46%）となっています。（表3、図4）

表3 雇用形態別、性別相談件数

		男	女	不明	合計
正社員		116	112	2	230
非 正 規	パート	12	78	4	94
	契約社員	18	17	1	36
	アルバイト	12	12	2	26
	派遣労働	4	4	0	8
	その他	9	8	0	17
	小計	55	119	7	181
不明		23	25	9	57
合計		194	256	18	468

図4 雇用形態別相談割合



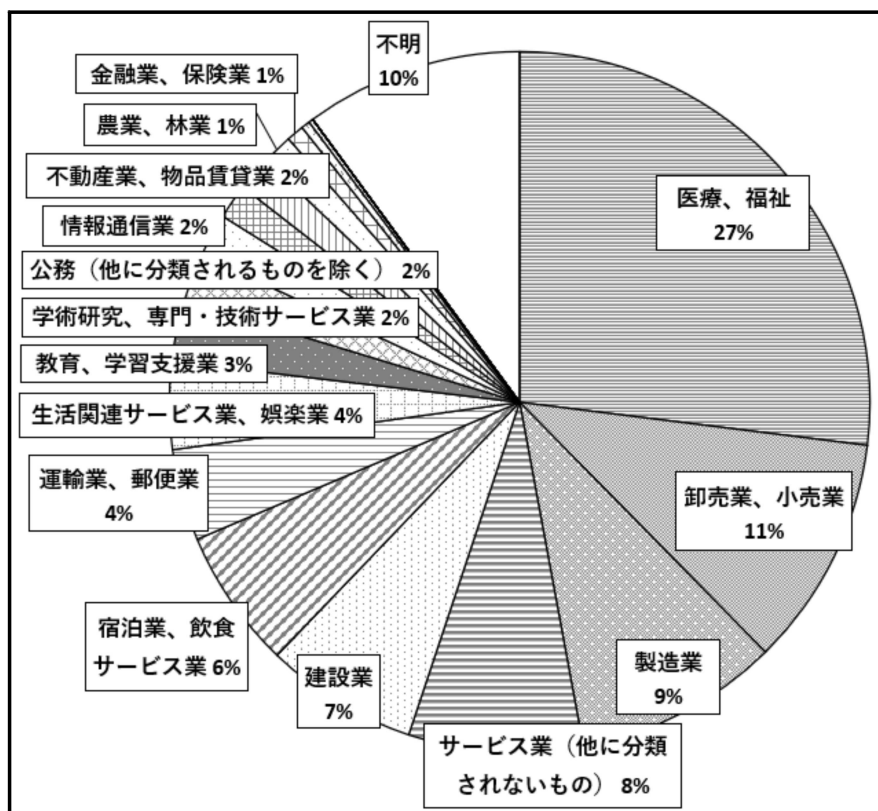
3 業種別相談件数

相談者（件数）を業種別にみると、「医療、福祉」が134件（27%）と最も多くなっています。次いで「卸売業、小売業」53件（11%）、「製造業」47件（9%）となっています。（表4、図5）

表4 業種別相談件数

医療、福祉	卸売業、小売業	製造業	サービス業（他に分類されないもの）	建設業	宿泊業、飲食サービス業	運輸業、郵便業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	学術研究、専門・技術サービス業	公務（他に分類されるものを除く）	情報通信業	不動産業、物品賃貸業	農業、林業	金融業、保険業	電気・ガス・熱供給・水道業	複合サービス業	漁業	鉱業、採石業、砂利採取業	分類不能の産業	不明	計
134	53	47	40	35	32	21	20	14	11	10	8	8	7	4	2	1	-	-	-	50	497

図5 業種別相談割合



4-1 相談内容別相談件数

相談内容を大きく「経営・人事」「賃金等」「労働条件等」及び「人間関係」の4つに分類すると、「労働条件等」に関する相談が410件（38%）と最も多くなっています。

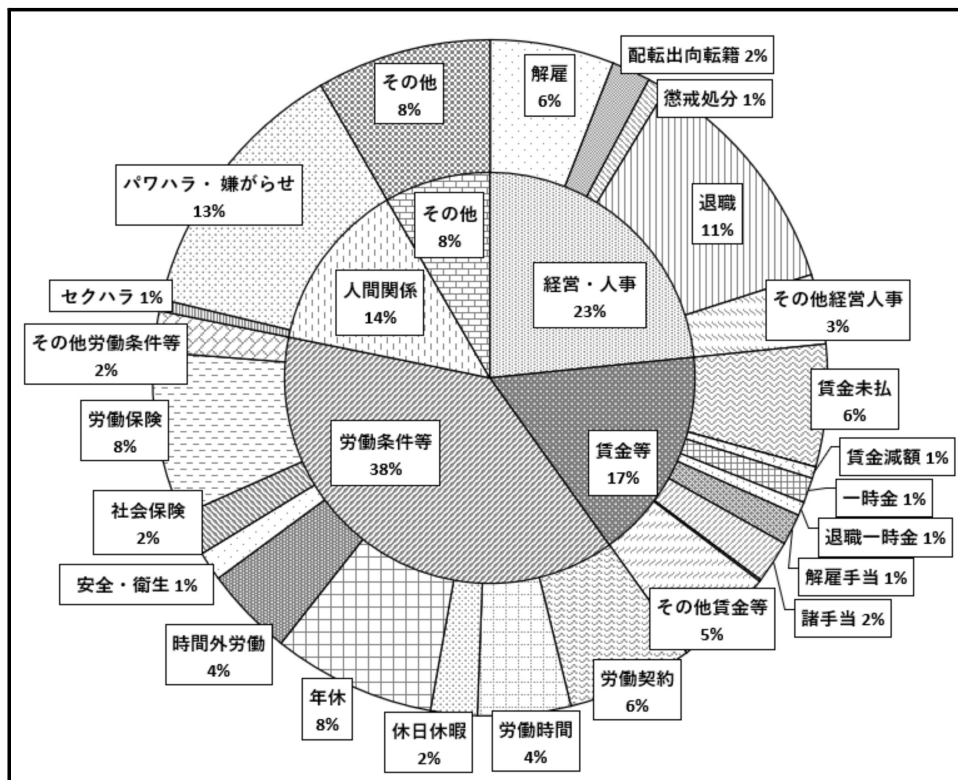
さらに個別にみると、「パワハラ・嫌がらせ」が139件（13%）と最も多く、次いで「退職」122件（11%）、「労働保険」85件（8%）、「年休」84件（8%）「労働契約」65件（6%）となっています。（表5、図6）

表5 相談内容別相談件数

経営・人事					賃金等										労働条件等										人間関係			計		
解雇	配転出向転籍	懲戒処分	退職	その他経営人事	小計	賃金未払	賃金増額	賃金減額	一時金	退職一時金	解雇手当	諸手当	年金	その他賃金等	小計	労働契約	労働時間	休日休暇	年休	時間外労働	安全・衛生	社会保険	労働保険	その他労働条件等	小計	セクハラ	パワハラ・嫌がらせ		その他	
64	20	10	122	36	252	63	-	6	13	7	16	22	1	52	180	65	48	24	84	46	15	22	85	21	410	6	139	145	90	1077

(注) 相談1件当たり複数の内容を含む場合があるため、相談件数と相談内容別相談件数の合計は一致しない。

図6 相談内容別相談割合



4-2 雇用形態別、相談内容別相談件数(労働組合、企業等は除く)

雇用形態別に相談内容を大分類でみると、正社員、非正規社員ともに「労働条件等」が最も多く、正社員では213件(39%)、非正規社員では150件(39%)となっています。次いで多いのが正社員、非正規社員ともに「経営・人事」で、正社員では128件(23%)、非正規社員では90件(24%)となっています。

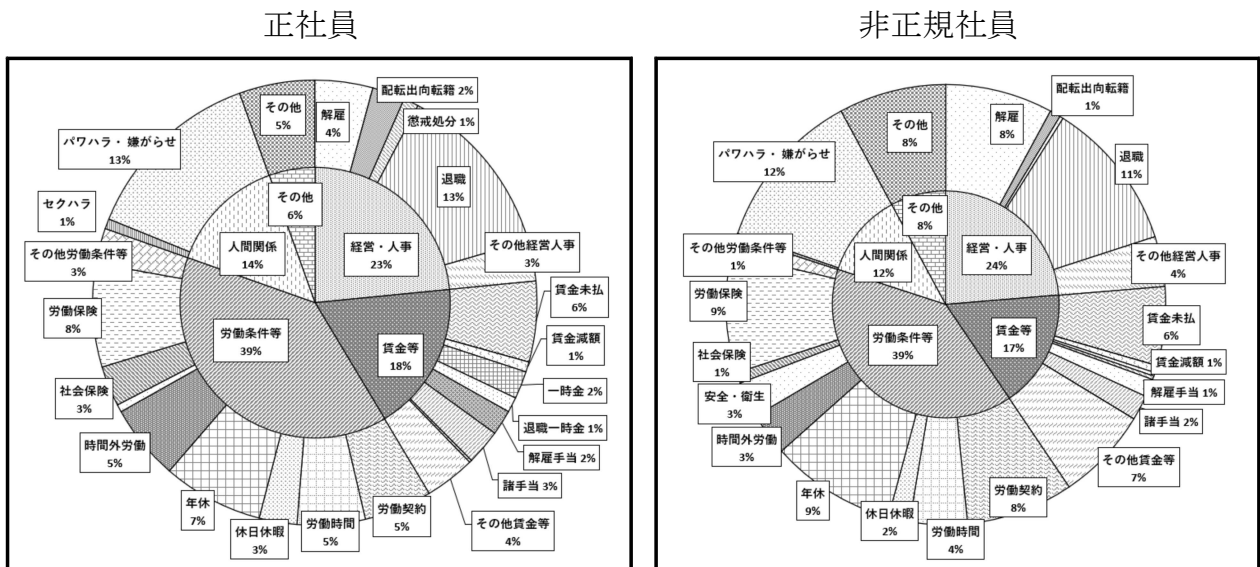
個別にみると、正社員、非正規社員ともに「パワハラ・嫌がらせ」が最も多く、正社員では73件(13%)、非正規社員では45件(12%)となっています。次いで多いのが、正社員、非正規社員ともに「退職」となっており、正社員では70件(13%)、非正規社員では42件(11%)となっています。(表6、図7)

表6 雇用形態別、相談内容別相談件数

	経営・人事					賃金等							労働条件等							人間関係		計						
	解雇	配転出向転籍	懲戒処分	退職	その他経営人事	賃金未払	賃金増額	賃金減額	一時金	退職一時金	解雇手当	諸手当	年金	その他賃金等	労働契約	労働時間	休日休暇	年休	時間外労働	安全・衛生	社会保険		労働保険	その他労働条件等	セクハラ	嫌がらせ	パワハラ・嫌がらせ	その他
正社員	23	13	6	70	16	32		4	11	6	10	14	1	20	27	27	15	40	30	3	16	41	14	4	73	30	546	
非正規	パート	18	1	1	23	7	11				3	3		15	13	11	1	24	6	5	1	20	2	1	24	11	201	
	契約社員	7	1		9	6	1		1	1		1		4	11	1		8	3	1		6	1		11	5	79	
	アルバイト	4			8	1	7		1			2	2		1	4	3	2	3	1	2	2	4	2		5	3	57
	派遣労働	1			1		1								2	1					1	1				1	1	10
	その他		1		1		2						1		4	1	1	3		2	1		2			4	10	33
	小計	30	3	1	42	14	22	0	2	1	1	5	7	0	26	30	16	6	35	12	10	3	33	5	1	45	30	380
不明	5	2	1	6	3	6					1	1		5	5	4	3	6	4	2	3	11	2	1	14	18	103	
対象外																											0	
合計	58	18	8	118	33	60	0	6	12	7	16	22	1	51	62	47	24	81	46	15	22	85	21	6	132	78	1029	

(注) 相談1件当たり複数の内容を含む場合があるため、相談件数と雇用形態別、相談内容別相談件数の合計は一致しない。

図7 雇用形態別相談内容割合



第 7 章 広 報 活 動

本県労働委員会では、労働組合又は労働者個人と使用者との間に生じたトラブルを、労働委員会を利用させていただくことで迅速に解決し、労使関係の安定を図るため、広く県民の皆さんに労働委員会を知っていただく広報活動を行っています。

1 労働相談会の実施

平日の日中では相談できない方のために、平日夜間及び土曜・日曜にも相談を受け付ける「労働相談会」を、2月と10月に実施しました。

期 間	2月15日(土)～21日(金)	10月10日(土)～10月16日(金)
時 間	平日 8:30～19:00 土曜・日曜 9:00～17:00	平日 8:30～19:00 土曜・日曜 9:00～17:00
場 所	宮崎県労働委員会事務局内	
相 談 方 法	電話、面談、FAX、インターネット	
対 応 者	事務局職員	
期間中の相談件数	24件	28件
	うち夜間 2件	4件
	うち土日 10件	10件

2 「労働相談の日」の実施

6月(=ろう)10日(=どう)と読めることから、6月10日を「労働相談の日」と位置付け、平日では相談できない方のために、日曜にも相談を受け付ける「働くあんしんをサポート！労働相談の日」を実施しました。

期 日	6月7日(日)
時 間	9:00～17:00
場 所	宮崎県労働委員会事務局内
相 談 方 法	電話、面談、FAX、 インターネット
対 応 者	事務局職員
相 談 件 数	3件

3 関係機関等との連携

関係機関等を訪問し、ポスター等の啓発資料を配付することで、本県労働委員会の認知度向上に努めました。

また、昨年に引き続き、労働相談の多い福祉関係団体構成員への認知度向上を図るため、訪問及び啓発資料の配付を行った他、使用者団体のホームページで労働相談会の情報提供を行う等、相談しやすい環境づくりを行いました。

さらに、商工労政主管課や自殺対策主管課等、県庁内の関係各課にも労働委員会制度の周知への協力を求めたほか、県中小企業労働相談所と積極的な情報交換を行い、連携の強化に努めました。

ポスター

日本のひなた
宮崎県

働く皆さんも
雇う側の皆さんも

無料
匿名OK

解雇 賃下げ 退職
パワハラ 配置転換 など

職場の困りごとは
こちらへ
ご相談ください。

労働委員会が
解決をお手伝い
します!

働くあんしんサポートダイヤル
(0985) 26-7538
月曜～金曜(祝日・年末年始を除く) 8:30～12:00、13:00～17:00

宮崎県労働委員会
〒880-0805 宮崎市横通東1丁目9-10 (県庁3号館6階)

この二次元バーコードから
ホームページにアクセスできます!▶▶▶
<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/rohdohi/index.html>


リーフレット

労働相談事例

- 退職したいが辞めさせてもらえない
- 雇止めを撤回してほしい
- 突然の解雇に対し金銭で解決したい
- 懲戒処分を撤回してほしい
- 内定取り消しを撤回してほしい
- 解雇を撤回してほしい
- 退職しないかと言われた
- 待機期間中の賃金を支払ってほしい
- 職場でパワハラを受けている
- 勤務日数等の労働条件の不利益変更を撤回してほしい

などなど…

宮崎県労働委員会のHPでは、上記の事例の中であっせんに至った事例について詳しい内容と解決までの流れを紹介しています！



交通アクセス

労働委員会付近略図



宮崎県労働委員会

〒880-0805
宮崎市橋通東1丁目9-10 県庁3号館6階
8:30～12:00、13:00～17:00
※土日祝・年末年始を除く

TEL **0985-26-7538**
(相談専用ダイヤル)

FAX 0985-20-2715
HP 相談フォームを用意しています



宮崎県労働委員会

仕事のトラブルで ま悩みの方へ

～あきらめないで相談を～

突然解雇
された…

残業代が
出ない…

なぜ急に
異動？…

パワハラ
では？…

相談
無料



秘密
厳守

宮崎県労働委員会
TEL 0985-26-7538

労働委員会って何をするの？

労働委員会は労使間のトラブルを解決するために、法律によって設けられた行政機関です。労使トラブルの自主的な解決が困難な場合に、あっせんにより公正・中立な立場で問題解決のお手伝いをします。

使用者

労働委員会

公正・中立
無料です。

労働委員会は三者構成です

三者それぞれの立場を反映させた総合的な観点から、労使トラブルの解決のお手伝いをします。



労働者委員
労働組合の役員など
労働者側の事情を的確に把握



公設委員
弁護士など
公平な第三者の立場



使用者委員
会社の役員など
使用者側の事情を的確に把握

解雇トラブルが解決したケース



まずはご相談ください！

労働に関するご相談、ご質問を幅広く受け付けています。相談は無料、秘密は厳守します。相談方法は、来所、電話、FAX、インターネットなどで可能ですので、お気軽にご連絡ください。また、あっせんによるトラブルの解決支援も行っています。



労働者と使用者のトラブル解決(あっせん)

個々の労働者と使用者との間で生じた、労働条件などをめぐるトラブルについて、当事者同士での解決が困難な場合、労働委員会(あっせん員)が労使の間に立ち双方の主張を確認し、公正・中立な立場から妥協点を見つけ出し解決に向けたお手伝いをします。あっせん申請は、労働者の方、使用者の方、双方から受け付けています。

労働間で
トラブルが発生
(自主解決が困難)

労働委員会へ
あっせん申請

事務局職員に
よる事情聴取

あっせん実施
(あっせん案提示)

受諾

解決

拒否

打ち切り

5 各種媒体による広報活動

10月の「個別労働関係紛争処理制度周知月間」や、2月及び10月の「労働相談会」、6月の「労働相談の日」を中心に、テレビやラジオ、新聞、県や市町村が発行する広報誌など、様々な媒体を活用して広報活動を行いました。

- ・ テレビ：MR T「おしえて！みやざき」、UMK「みやざきゲンキTV」
- ・ ラジオ：MR T「おはよう県庁です」、エフエム宮崎「Today宮崎」
- ・ 新聞：各紙「県政けいじばん」
- ・ 広報誌：「労働みやざき」、「月刊情報タウンみやざき」
- ・ SNS：「宮崎県広報」Facebook、Twitter、LINE公式アカウント

6 出前講座

県民、各種団体等からの依頼に応じて「職場でトラブルに遭わないために」等をテーマとした出前講座を行うこととし、広く県民等にPRしました。

近年は特に学生向けの出前講座実施に力を入れており、就職を控えた高校生や専門学校生等を対象に、注意すべき労働法令の解説や、個別的労使紛争の解決事例の紹介等を内容とする講座を実施しています。

学生向け出前講座の様子

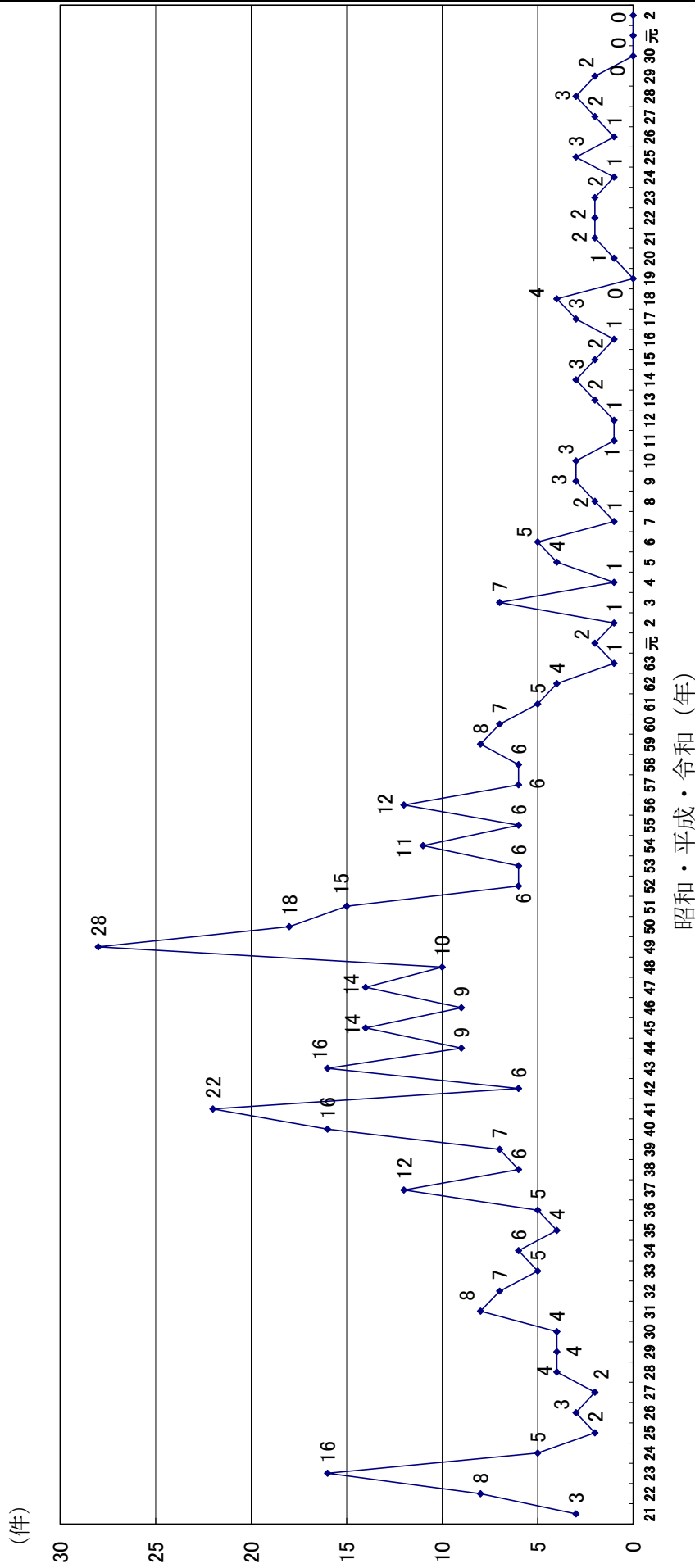


(事務局職員による講義)

参 考

区分	年	昭																														平		令	合					
		58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26			27	28	29	30	元
係 属 件 数	前年繰越	1	2	2	1	-	3	2	2	-	1	-	-	3	2	-	-	-	1	1	1	-	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	...	
	新 規	6	8	7	5	4	1	2	1	7	1	4	5	1	2	3	3	1	1	2	3	2	1	3	4	-	1	2	2	2	1	3	1	2	3	2	-	-	-	431
	計	7	10	9	6	4	4	4	3	7	2	4	5	4	4	3	3	1	1	3	4	3	1	3	4	1	1	2	3	2	2	3	1	2	4	2	-	-	-	...
あ つ せ ん	前年繰越	1	2	2	1	-	3	2	2	-	1	-	-	3	2	-	-	-	1	1	1	-	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	...	
	新 規	6	8	4	5	4	1	2	-	7	1	4	5	1	2	3	3	1	1	2	3	2	1	3	4	-	1	2	2	2	1	3	1	2	3	2	-	-	-	412
	小 計	7	10	6	6	4	4	4	2	7	2	4	5	4	4	3	3	1	1	3	4	3	1	3	4	1	1	2	3	2	2	3	1	2	4	2	-	-	-	...
	規則 65Ⅱ	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	
	終 結 状 況	解 決	3	4	2	3	-	-	1	-	6	-	1	1	-	-	1	1	-	-	1	1	1	1	-	-	-	-	1	1	2	2	1	-	-	1	-	-	227	
	打切り	-	2	3	2	1	1	1	2	-	-	-	-	-	2	-	2	1	-	1	2	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	1	4	1	-	-	123	
	取下げ	2	2	-	-	-	1	-	-	-	2	3	1	2	2	1	-	-	-	-	-	2	-	2	2	-	-	1	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	54	
次年繰越	2	2	1	-	3	2	2	-	1	-	-	3	2	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	...		
調 停	前年繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...	
	新 規	-	-	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18	
	小 計	-	-	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...	
	規則 70Ⅱ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	
	終 結 状 況	解 決	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	
	不 調	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	
	打切り	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
取下げ	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2		
次年繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...		
仲 裁	前年繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...	
	新 規	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
	小 計	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...	
	規則79	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	
	終 結 状 況	裁 定	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
	打切り	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	
	取下げ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	
次年繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...		

図1 新規申請件数の推移



昭和・平成・令和 (年)

2 不当労働行為事件

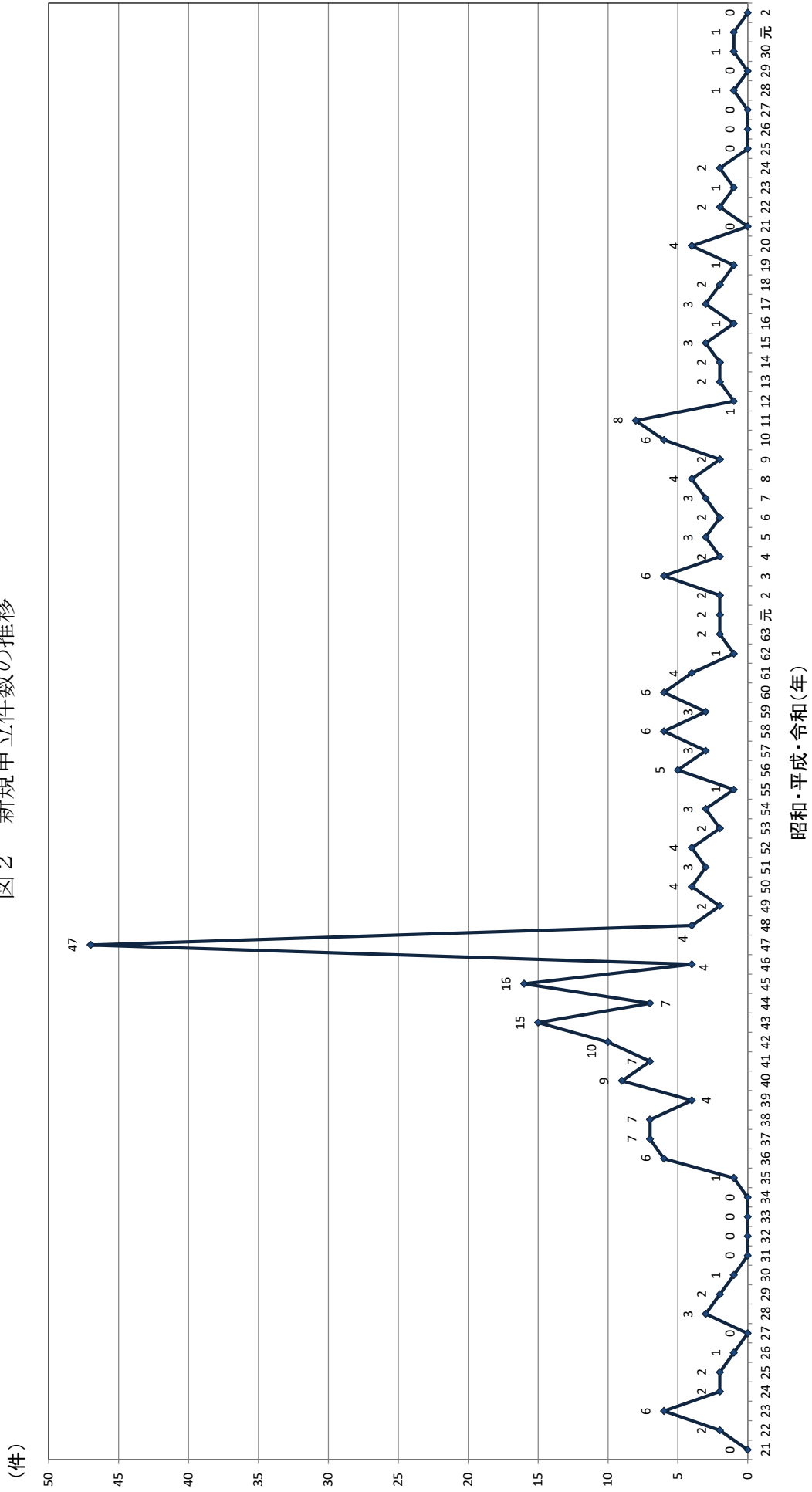
表2 年別取扱件数

区分	年		昭	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58		
	係属事件数	前年繰越		-	-	2	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	3	3	2	5	9	12	14	23	19	47	38	21	14	16	15	13	12	-	1	3		
新規			-	(2)	(6)	(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計			-	(2)	(6)	(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	6	7	7	4	9	7	10	15	7	16	4	47	4	2	4	3	4	2	3	1	5	3	6	
最終・和解	取下げ		-	-	(2)	(7)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無関与和解		-	-	-	1	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	1	5	3	4	3	4	15	8	18	9	1	2	2	-	-	1	1	1		
	関与和解		-	-	-	-	-	-	-	2	1	1	-	-	-	-	-	-	4	2	2	1	7	2	-	1	1	-	1	1	3	-	1	-	2	2	2	1	1	-	2		
状況	計		-	-	(2)	(7)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	救済		-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	2	-	-	1	1	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-		
	棄却		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
命況	決却下		-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計		-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	1	6	-	-	3	2	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-		
	合計		-	-	(2)	(7)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
命況	合計		-	-	2	8	2	1	-	3	2	1	-	-	-	-	-	-	7	6	5	4	10	4	6	12	5	7	8	19	13	19	11	1	5	4	4	13	4	1	3		

(注) () は不正労働事件の再掲

区分	年		昭	60	61	62	63	平	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令	2	合		
	59	60	元					元																																	元	
係属件数	前年繰越		6	3	-	-	1	3	2	1	3	1	3	2	4	3	3	7	11	7		10	1	2	3	2	1	4	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	...	
	新規		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(9)	
	合計		3	6	4	1	2	2	2	6	2	3	2	3	4	2	6	8	1	2	2	3	1	3	2	1	4	-	2	1	2	-	-	-	1	-	1	1	-	279		
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...		
			9	9	4	1	3	5	4	7	5	4	5	5	8	5	9	15	12	9	11	13	2	5	5	3	5	4	2	2	2	1	-	-	1	-	1	1	1			
終結	取下げ		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(9)		
	無関与和解		3	4	2	-	-	-	2	-	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	62		
	関与和解		-	2	-	-	-	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	2	5	-	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	108		
	計		3	3	2	-	-	1	1	4	2	-	3	1	4	-	2	2	-	-	1	-	-	-	2	-	-	-	1	2	1	1	-	-	1	-	1	-	1	79		
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(9)		
			6	9	4	-	-	2	3	4	4	1	3	1	5	1	2	4	5	-	1	12	-	-	3	-	-	1	2	1	1	1	-	-	1	-	1	-	1	249		
状況	救命		-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20		
	棄却		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8		
	決却下		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2		
	計		-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30		
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(9)			
			6	9	4	-	-	3	3	4	4	1	3	1	5	2	2	4	5	-	1	12	-	2	3	2	1	4	1	2	1	1	-	-	1	-	1	-	1	279		

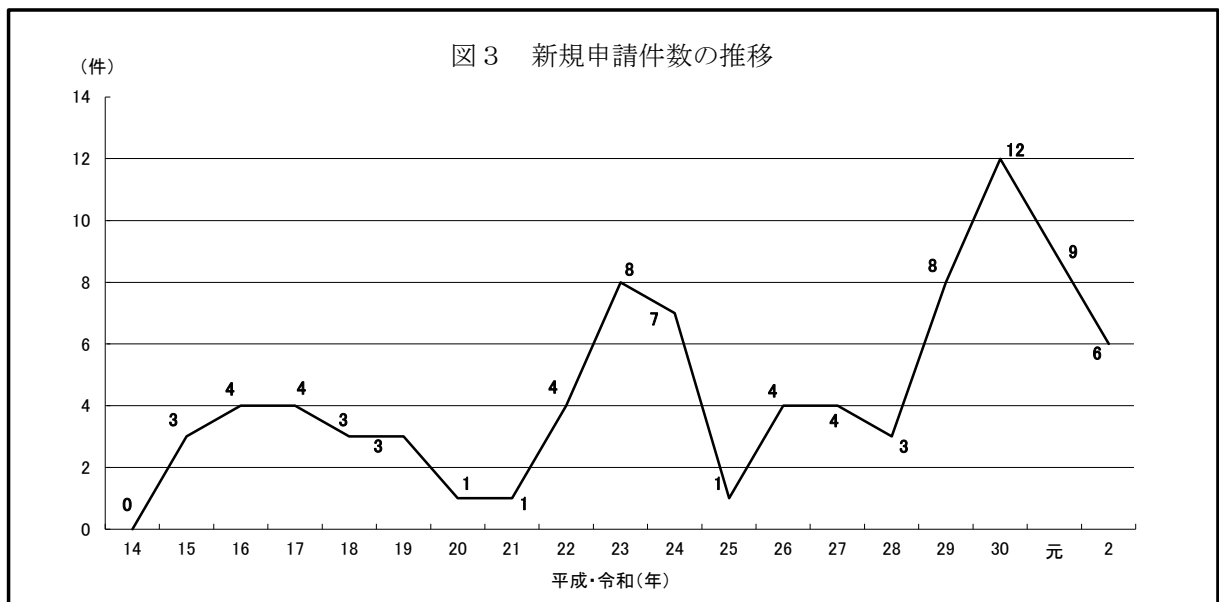
図2 新規申立件数の推移



3 個別あっせん事件

表3 年別取扱件数

区分	年	平成	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和	元	2	合計
		14																				
前年繰越		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—	2	3	1	—	…
新規申請	労働者	—	2	4	3	3	3	1	1	4	8	7	1	4	3	3	8	12	9	6	—	82
	使用者	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	3
	小計	—	3	4	4	3	3	1	1	4	8	7	1	4	4	3	8	12	9	6	—	85
係属件数計		—	3	4	4	3	3	1	1	4	8	8	1	4	5	3	8	14	12	7	—	…
最終状況	不開始	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	1	—	5
	解決	—	1	3	3	—	—	—	—	2	3	5	—	1	2	1	1	6	5	2	—	35
	打切り	—	1	—	1	—	1	1	1	1	3	2	—	1	1	2	4	5	4	3	—	31
	取下げ	—	1	1	—	3	—	—	—	1	1	1	—	1	1	—	1	—	2	1	—	14
次年繰越		—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—	2	3	1	—	—	…

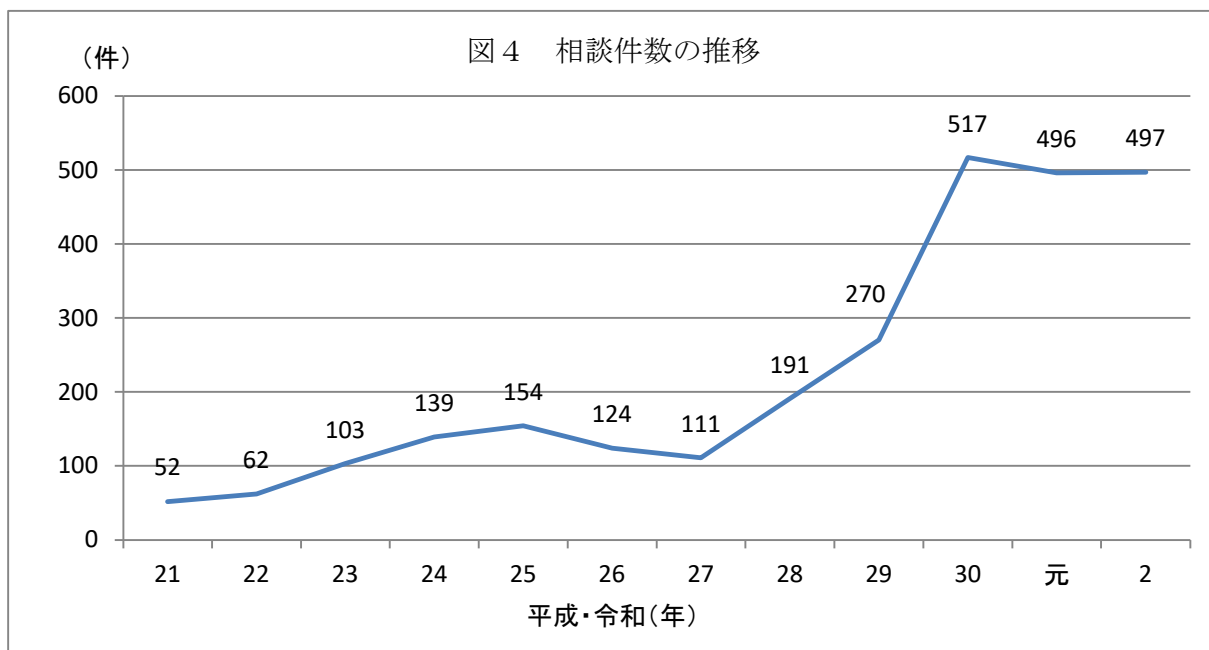


4 労働相談

表4 年別相談件数

		平成21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	
相談件数		52	62	103	139	154	124	111	191	270	517	496	497	
内容別件数	経営・人事	解雇	18	7	17	25	21	7	10	16	16	41	39	64
		配転出向転籍	3	-	7	1	4	2	3	5	6	15	9	20
		懲戒処分	-	2	1	2	1	1	-	4	2	8	4	10
		退職	3	3	20	23	40	19	20	31	60	100	120	122
		その他	1	-	-	1	0	1	4	2	7	20	17	36
		小計	25	12	45	52	66	30	37	58	91	184	189	252
	賃金等	賃金未払	6	-	26	23	14	19	13	22	30	69	88	63
		賃金増額	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-
		賃金減額	4	3	7	4	7	2	6	8	4	15	7	6
		一時金	1	4	1	-	-	1	5	2	8	11	5	13
		退職一時金	2	1	2	4	5	1	3	5	1	-	6	7
		解雇手当	1	2	-	-	2	1	1	2	4	5	2	16
		諸手当	10	3	2	2	1	2	2	3	5	12	14	22
		年金	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	2	1
		その他	9	3	-	4	5	6	9	13	22	37	29	52
		小計	33	16	38	37	35	32	39	58	75	149	153	180
	労働条件等	労働契約	2	2	-	7	4	4	9	9	21	32	69	65
		労働時間	1	4	7	7	10	5	5	4	13	36	47	48
		休日休暇	1	2	4	1	3	6	3	5	13	21	42	24
		年休	-	-	4	5	9	9	8	18	16	49	49	84
		時間外労働	1	3	14	9	10	4	8	18	21	51	51	46
		安全・衛生	-	-	2	1	2	1	-	-	-	3	-	15
		社会保険	1	-	1	1	5	1	1	4	14	24	26	22
		労働保険	-	6	3	7	14	4	6	5	15	31	57	85
		その他	6	2	6	3	1	1	9	7	7	29	20	21
		小計	12	19	41	41	58	35	49	70	120	276	361	410
	人間関係	セクハラ	-	-	3	2	1	2	2	3	5	15	11	6
パワハラ・嫌がらせ		6	8	13	10	19	10	16	35	89	175	167	139	
小計		6	8	16	12	20	12	18	38	94	190	178	145	
その他	23	29	43	49	31	34	21	67	69	108	78	90		
合計	99	84	183	191	210	143	164	291	449	907	959	1077		

(注) 相談1件当たり複数の内容を含む場合があるため、相談件数と内容別件数の合計は一致しない。



5 宮崎県労働委員会歴代委員名簿
公益委員（1）

氏名	在職時の職業	在任期間
小野 鴻基	僧侶 慶正寺住職	暫定
川野 雄三	宮崎市議会議員	暫定
岩切 正	県議会議員	暫定
小村 俊一	宮崎県森林組合連合会会長	第1期
杉原 精一	宮崎農林専門学校長	第1期
萩原 薫	開業医	第1期
蒲生 昌作	都城市消費組合長 県議会議員	第1期～第4期 第6期～第8期
波岡 初太郎	海外同胞救援連合会常任委員	第1期
西田 周作	宮崎農林専門学校教授	第2期
福田 甚二郎	弁護士	第2期～第3期 第10期～第12期 第19期～第23期
原田 宏	農業	第2期
海江田 哲	旭化成株式会社延岡工場 県議会議員	第2期
川関 等基	宮崎工業専門学校教授	第2期
杉尾 利雄	弁護士	第2期 第7期～第9期 第13期～第18期
沼田 義雄	宮崎青年師範学校教授	第3期
吉野 城	宮崎青年師範学校教授	第3期
中井 平一郎	県議会議員・北川村長	第3期
二見 虎雄	弁護士	第4期～第5期
横田 英児	計理士	第4期 第10期～第12期
佐々木 曼	弁護士	第4期～第6期
崎村 太一	宮崎県立飫肥高等学校長 宮崎高等学校長 宮崎中央高等学校顧問	第4期 第19期～第23期
永友 繁雄	中央農地委員	第4期～第5期
甲斐 幹文	宮崎県医師会副会長	第5期
志戸本 慶次郎	県議会議員	第5期～第6期
野崎 親	宮崎県立宮崎大宮高等学校長	第5期
鎌倉 友平	延岡市議会議員	第6期
山本 友博	宮崎大学助教授	第6期
浅見 金夫	宮崎大学教授 宮崎大学農学部教授	第7期 第16期～第18期
日高 清磨瑛	日向日新聞社企画局長	第7期
門馬 博	県公民館連絡協議会会長	第7期
一万田 哲雄	浄土真宗僧侶	第8期～第9期
河野 慶彦	日向日新聞社論説委員	第8期
松山 文二	宮崎大学教授	第8期
野久尾 徳美	県議会議員	第8期～第9期
田村 忠雄	日赤宮崎診療所長	第9期
広田 輝雄	宮崎大学教授	第9期～第11期
河合 弘美	県議会議員 日南商工会議所専務理事	第9期 第13期
三原 七郎	宮崎江南病院長	第10期～第13期

公益委員（２）

氏名	在職時の職業	在任期間
山口 常雄	日向日日新聞社政治経済部長 " 企画調査部長 宮崎日日新聞社企画調査部長	第10期～第15期
岩切 護	宮崎大学講師	第12期～第15期
石川 真澄	宮崎県社会福祉事業団常務理事	第14期～第24期
斉藤 一夫	西日本建設業保証株式会社宮崎営業所長	第14期～第15期
川崎 菊雄	弁護士	第16期～第20期
長沢 光男	宮崎大学学芸学部助教授	第16期～第18期
有馬 輝寿	宮崎県社会福祉事業団理事	第19期～第22期
持永 義夫	弁護士	第21期～第22期
永井 秀雄	技能検定協会専務理事 婦人雇用コンサルタント	第23期～第24期
吉良 啓	弁護士	第23期～第34期
竹内 英夫	宮崎大学教授 宮崎大学名誉教授	第24期～第28期
小倉 一之	弁護士	第24期～第25期
園田 穂	宮崎県厚生教養専門員	第24期～第25期
山元 和麿	(県商工労働部参事)	第25期～第28期
佐藤 安正	弁護士	第26期～第28期
吉野 忠康	西都地区農業共済組合理事	第26期～第27期
日高 敏子	宮崎家庭裁判所調停委員	第28期～第34期
中川 義朗	宮崎大学教授	第28期～第31期
村上 幸一	(県総務部長)	第29期
根井 昂	弁護士	第29期～第33期
垂水 卓夫	(県企業局管理部長)	第29期～第32期
生天目 忠夫	宮崎産業経営大学図書館長兼教授 " 法学部長兼教授	第32期～第34期
岡田 章一	(県企業局長)	第33期
村田 綜	(県企業局管理部長)	第34期～第37期
日野 直彦	弁護士	第34期～第42期
黒田 民子	社会保険労務士	第35期～第37期
橋本 眞	熊本大学大学院法曹養成研究科教授	第35期～第36期
宮田 行雄	弁護士	第35期～第40期
山崎 真一朗	弁護士	第37期～
熊本 稔	(県参事)	第38期
堂園 朋子	社会保険労務士	第38期
中原 健次	(県福祉保健部長)	第39期～第40期
金丸 憲史	特定社会保険労務士	第39期～
後藤 厚一	(県総合博物館長)	第41期～
山口 弥生	弁護士	第41期～
八重尾 龍	弁護士	第43期～

宮崎県労働委員会歴代委員名簿
労働者委員（１）

氏名	在職時の職業	在任期間
戸田 道邦	日窒化成株式会社延岡工場勤労課	暫定
工藤 正信	宮崎交通株式会社社会業務課	暫定
宮崎 進	宮崎貨物株式会社綾出張所長	暫定
石川 恒太郎	延岡トラック労働組合組合長	第1期
海江田 哲	旭化成延岡工場労働組合連合会書記長	第1期
山内 高広	宮崎交通労働組合中央委員長	第1期
財前 敬次郎	国鉄労組宮崎管理部連合会副会長 国鉄労組宮崎支社執行委員長	第1期～第2期
清水 徳次郎	日本パルプ飢肥工場労働組合長	第1期～第2期
林田 朴	都城土建労働組合書記長	第2期
沢 重徳	旭化成延岡工場労働組合連合会書記長	第2期
森迫 碩生	電産労組宮崎支部都城分会文化部長	第2期
堀田 英雄	旭化成延岡工場薬品部労働組合長	第2期
上原 豊	全通従組宮崎地区協議会長	第2期
黒木 正憲	県労組協議会書記長	第2期～第3期
近沢 正	国鉄労組宮崎支部副委員長	第3期
神脇 清二	旭化成延岡工場労働組合連合会副会長	第3期
古園 保	宮崎県教職員組合執行委員長	第3期
坂元 新二	宮崎県労協議長 電産労組中央執行委員	第3期
窪田 稔	電産労組宮崎分会代議員	第4期～第5期
益満 兼康	片倉工業都城工場労組書記長	第4期
日高 明	日本パルプ労組組合長	第4期
岩瀬 幸之輔	全日通労組宮崎県支部長 全日通県支部執行委員長 県労評議長	第4期～第5期
田中 要太郎	全旭化成労組連合会書記長 〃 副会長	第4期～第5期
市木 壮光	宮崎交通労組執行委員長	第5期
安井 正雄	日本パルプ労組組合長	第5期
小田村 豊	日本パルプ労組組合長	第5期
永幡 光正	全旭化成労組連合会副会長 〃 会長	第5期～第7期
一条 久雄	日本パルプ労組組合長	第6期
嶋 利美	榎峰鉦山労組副委員長 〃 執行委員長	第6期～第7期
山崎 寿美男	電産労組県支部常任委員	第6期
安藤 辰介	日本パルプ労組組合長	第7期
田中 茂	県労働組合協議会書記長 県地方労組評議会事務局長	第7期 第9期～第10期
山田 春三郎	宮崎交通労組執行委員長	第7期
大塚 明	日本パルプ労組日南支部長	第8期～第9期
嶋田 忠平	旭化成労組延岡地区連合会長	第8期 第10期 第13期
谷口 末由	県地方労組評議会議長	第8期～第9期
日向 一雄	全日通労組県支部副執行委員長	第8期
日高 定男	宮交労組執行委員長 私鉄総連中央執行委員	第8期～第11期

労働者委員（２）

氏 名	在 職 時 の 職 業	在 任 期 間
森合 敬忠	全旭化成労組連合会書記長 全繊維同盟県支部長	第 9 期
神原 圭三	県鉄工連会長 県中小一般労連会長	第 9 期
小島 三郎	県労評議長 全労宮崎県地方会議議長 県議会議員	第10期～第15期
佐々木 隆吉	日本パルプ労組日南支部長	第10期～第11期
豊倉 保	旭化成労組延岡地区連合副会長	第11期
松浦 利尚	県労評事務局長	第11期～第20期
谷口 浩二	日本パルプ労組日南支部長	第11期～第14期
田島 久	県労評議長 全日通労組県支部委員長	第12期～第14期
遠山 格	旭化成労組延岡地区連合会副会長 全旭化成労組副会長	第12期 第16期
五反田 利文	九州電労宮崎支部委員長	第14期～第19期
松浦 秀年	日本パルプ労組日南支部長	第14期～第15期
前山 国義	宮崎交通労組執行委員長	第15期～第18期 第21期～第25期
田中 義春	日南地区労評議長	第15期～第16期
徳地 房丸	日本パルプ労組日南支部長	第16期～第18期 第20期～第21期
中村 国夫	旭化成レーヨン労組組合長 旭化成健康保険組合事務局長	第17期～第20期
朝飛 四郎	日本パルプ労組日南支部長	第18期～第20期
飯野 是男	全日通労働組合九州地区宮崎支部執行委員長 全日通労働組合県支部特別執行委員	第19期～第24期
神山 一美	宮崎地方同盟会長 九電労組宮崎地方本部執行委員長	第20期～第21期
坂田 正一	全日本自治団体労働組合宮崎県本部委員長 宮崎県地方労働組合評議会議長 宮崎県評センター常任顧問	第21期～第29期
渡部 一利	宮崎地方同盟副書記長 ゼンセン同盟宮崎県支部長 日本労働組合総連合会宮崎県連合会顧問	第21期 第27期～第29期
黒木 洋	宮崎地方同盟書記長	第21期～第22期
柳田 静夫	宮崎地方同盟会長	第22期
倉永 恵	九州電力労働組合宮崎支部長 県民間労組連絡協議会事務局長	第23期～第24期
松本 学	宮崎地方同盟会長	第23期～第24期
高木 剛	宮崎地方同盟会長	第24期～第25期
住本 三芳	宮崎県地方労働組合評議会事務局長	第25期
宮部 知明	宮崎地方同盟書記長 宮崎地方同盟会長 日本労働組合総連合会宮崎県連合会会長	第25期～第32期
吉田 喜久雄	宮崎地方同盟会長 全旭化成労働組合連合会副会長	第25期～第27期
児玉 秀智	宮崎県地方労働組合評議会事務局長	第25期～第26期

労働者委員（3）

氏名	在職時の職業	在任期間
戸高 武俊	宮崎県地方労働組合評議会副議長 宮崎県評センター事務局長 宮崎県平和・人権・環境労働組合会議議長	第26期～第32期
田中 一平	宮崎県地方労働組合評議会副議長 日本労働組合総連合会宮崎県連合会顧問	第27期～第29期
熱田 潮	日本労働組合総連合会宮崎県連合会事務局長 " 会長 " 顧問	第29期～第35期
中武 秀行	日本労働組合総連合会宮崎県連合会副会長 " 顧問	第30期～第34期
佐藤 信藏	日本労働組合総連合会宮崎県連合会副会長	第30期～第31期
木下 清隆	ゼンセン同盟宮崎県一般労働組合協議会議長 ゼンセン同盟宮崎県支部長 U I ゼンセン同盟宮崎県支部長 " 宮崎県支部顧問 U A ゼンセン宮崎県支部顧問	第32期～第39期
森 良彦	宮崎県平和・人権・環境労働組合会議事務局長 " 幹事	第33期～第35期
横山 節夫	日本労働組合総連合会宮崎県連合会事務局長 " 会長 " 顧問	第33期～
川畑 匡	全日本自治団体労働組合宮崎県本部執行委員長 " 特別執行委員	第34期～第35期
新名 照幸	日本労働組合総連合会宮崎県連合会会長 " 顧問 宮崎県平和・人権・環境労働組合会議議長	第35期～第38期
比恵島 篤	宮崎交通労働組合執行委員長	第36期
吉田 幸太郎	情報労連宮崎県協議会議長	第36期～第37期
中別府 暎治	宮崎交通労働組合執行委員長 全宮崎交通労働組合連合会会長 " 顧問 宮崎県平和・人権・環境労働組合会議事務局長 " 副議長	第37期～第39期
高橋 隆也	全日通労働組合宮崎県支部執行委員長	第37期～第39期
大久保 貴司	全日本自治団体労働組合宮崎県本部執行委員長 宮崎県平和・人権・環境労働組合会議議長 " 顧問	第39期～第41期
有村 文雄	N T T 労働組合九州総支部副執行委員長 兼宮崎支部長 日本労働組合総連合会宮崎県連合会顧問	第40期～
中川 育江	日本労働組合総連合会宮崎県連合会副事務局長 " 事務局長 " 会長	第40期～
黒木 忠博	全宮崎交通労働組合連合会会長 日本私鉄労働組合九州地方連合会執行委員長	第40期～
福島 昭一	全日本自治団体労働組合宮崎県本部執行委員長 宮崎県平和・人権・環境労働組合会議副議長	第42期
吉岡 英明	全日本自治団体労働組合宮崎県本部執行委員長	第43期～

宮崎県労働委員会歴代委員名簿
使用者委員（1）

氏名	在職時の職業	在任期間
岩切 章太郎	宮崎交通株式会社社長	暫定～第3期
飯島 貞雄	日窒化成株式会社延岡工場長	暫定
松家 勇	三菱鉱業株式会社榎峰鉱業所長	暫定
竹崎 健助	宮崎砂利株式会社社長	第1期～第2期
山本 忠一	日本パルプ株式会社飼肥工場長	第1期
北村 忠義	旭化成株式会社延岡工場長	第1期
江夏 栄蔵	宮崎県酒類販売会社社長	第1期～第2期
浜田 茂享	旭化成株式会社延岡工場長	第1期
中西 健太郎	九州造船株式会社外浦工場長	第1期～第3期
片桐 考一	旭化成株式会社延岡工場長	第2期～第3期
小坂 久勝	片倉工業株式会社都城工場長	第2期
平山 政保	宮崎県経営者協会専務理事	第3期
森山 茂雄	日本通運株式会社小林支店長	第3期
富樫 圭一	日本繊維株式会社都城工場長	第4期
長友 良太郎	宮崎交通株式会社専務取締役	第4期
山本 喜代次	宮崎造船株式会社社長	第4期
江崎 栄	旭化成株式会社延岡工場長	第4期
荒川 忠造	日本パルプ株式会社飼肥工場事務次長	第4期
刈谷 享	旭化成株式会社延岡工場次長	第4期～第7期
小林 猛臣	日本パルプ株式会社飼肥工場次長	第4期～第5期
中野 耕一	宮崎ガス株式会社常務取締役 " 取締役社長	第5期～第6期 第8期～第11期
三枝 英定	日本繊維工業株式会社都城工場長	第5期～第8期
弓削 五男	宮崎県経営者協会専務理事	第5期～第7期
太田 清治郎	日本パルプ株式会社日南工場山林部長	第6期～第9期
井上 俊	九州電力株式会社宮崎支店次長	第7期
日高 泰三	宮崎県経営者協会専務理事	第7期～第25期
久保田 正雄	旭化成株式会社取締役	第8期～第11期
広田 藤七郎	九州電力株式会社宮崎支店長	第9期
小関 多四郎	日本パルプ株式会社日南工場山林部長	第9期～第14期
堀内 恭二	九州電力株式会社宮崎支店長	第9期～第10期
木村 恒正	九州電力株式会社宮崎支店長	第10期～第13期
岩切 省一郎	宮崎交通株式会社専務取締役	第12期～第16期
柴田 邦臣	旭化成株式会社延岡工場本部参事	第12期
伊藤 泰助	旭化成株式会社延岡支社長付参事 商工会議所副会頭	第13期
大原 正	旭化成株式会社火薬工場長	第14期
竹田 修平	日本通運株式会社宮崎主管支店長	第14期～第16期
小田村 豊	日本パルプ株式会社日南工場総務部長	第15期～第19期
竹田 定祐	旭化成株式会社薬品工場長	第15期
誌訪 博久	旭化成株式会社ベンベルグ工場長	第15期
藤井 政男	旭化成株式会社取締役延岡支社次長 " 延岡支社長	第15期～第16期
下村 悟	九州電力株式会社宮崎支店長	第16期～第19期
鬼塚 豊	宮崎交通株式会社常務取締役	第17期～第23期
本田 静一	旭化成株式会社薬品工場長	第17期～第18期
松岡 滋	旭化成株式会社ベンベルグ工場長	第19期～第20期
浜田 和夫	日本パルプ株式会社日南工場総務部長	第19期～第21期
谷 勇一	九州電力株式会社宮崎支店長	第20期
秋吉 兵馬	九州電力株式会社宮崎支店長	第21期

使用者委員（2）

氏名	在職時の職業	在任期間
吉岡 達夫	旭化成株式会社ベンベルグ工場事務兼勤労課長	第21期～第22期
山下 忠	日本パルプ株式会社日南工場総務部長	第21期～第23期
肱岡 泰敏	九州電力株式会社宮崎支店長	第21期～第22期
松永 増男	宮崎県経営者協会事務局次長 〃 専務理事兼事務局長 〃 顧問	第22期 第25期～第28期
長久保 如玄	旭化成株式会社延岡支社勤労部長	第22期～第23期
岩満 栄策	宮崎交通株式会社専務取締役 〃 取締役社長	第23期～第26期
桐山 岑	日本通運株式会社宮崎支店長	第23期～第24期
大塚 明	日本パルプ株式会社日南工場総務部長	第23期～第24期
東郷 二郎	旭化成株式会社延岡支社長 〃 宮崎総支社長兼延岡支社長 〃 宮崎総支社長	第23期～第25期
吉富 直俊	九州電力株式会社宮崎支店長	第23期
吉元 忠	日本パルプ株式会社日南工場総務部長 王子製紙株式会社日南工場業務・人事部長	第24期～第25期
松村 淑夫	日本通運株式会社宮崎支店長	第24期
荒木 郁夫	旭化成株式会社延岡支社勤労部長	第25期～第26期
中村 晋一郎	九州電力株式会社宮崎支店長	第25期
荒川 隆	株式会社宮崎放送代表取締役副社長	第25期～第26期
諸隈 晋	九州電力株式会社宮崎支店長	第26期
馬場 義夫	株式会社宮崎放送専務取締役	第26期
久富 毅	旭化成株式会社延岡支社勤労部長	第26期～第27期
大迫 哲	九州電力株式会社宮崎支店長	第26期～第27期
後藤 弘美	株式会社宮崎放送専務取締役	第27期
荒武 秀昌	宮崎交通株式会社専務取締役 〃 副社長	第27期～第30期
田中 輝年	旭化成工業株式会社延岡支社勤労部長	第27期～第30期
橋本 和夫	宮崎県経営者協会専務理事	第27期～第30期
井上 勝弘	王子製紙株式会社日南工場業務部長 〃 日南工場長代理兼業務部長	第28期～第29期
徳永 武生	九州電力株式会社宮崎支店長	第28期
野田 博之	九州電力株式会社宮崎支店長	第29期～第30期
山崎 英夫	新王子製紙株式会社日南工場勤労部長	第29期～第30期
森永 武彦	九州電力株式会社宮崎支店長	第30期～第31期
水永 正憲	旭化成工業株式会社延岡支社勤労部長 〃 延岡総務勤労部長	第30期～第33期
杉野 紘生	宮崎交通株式会社取締役総務部長 〃 常務取締役 株式会社宮崎観光ホテル代表取締役社長	第31期～第34期
櫻井 勇司	新王子製紙株式会社日南工場業務部長	第31期～第32期
久喜 啓司	宮崎県経営者協会専務理事 〃 参与	第31期～第35期
橋田 紘一	九州電力株式会社宮崎支店長	第31期～第32期
清田 均	九州電力株式会社宮崎支店長	第32期～第34期
大森 士郎	王子製紙株式会社日南工場工場長代理兼事務部長 〃 日南工場工場長代理	第33期～第34期
甲斐 勝利	株式会社志多組常勤監査役	第34期～第37期
片山 修造	九州電力株式会社執行役員宮崎支店長	第34期～第35期

使用者委員（3）

氏名	在職時の職業	在任期間
生津 宗利	王子製紙株式会社日南工場工場長代理	第34期
安部 康寛	王子製紙株式会社日南工場工場長代理	第35期～第36期
末藤 孝憲	宮崎交通株式会社執行役員総務本部長 宮崎空港ビル株式会社専務取締役 米良電機産業株式会社顧問	第35期～第40期
江藤 洋行	宮崎県経営者協会専務理事 〃 顧問 吉原建設株式会社顧問	第36期～第42期
小山 一民	九州電力株式会社執行役員宮崎支店長	第36期
倉掛 正志	一般社団法人宮崎県商工会議所連合会専務理事 WASHハウス株式会社監査役	第37期～第42期
佐田 修一	王子製紙株式会社執行役員日南工場長	第37期～第38期
辰元 圭子	社会福祉法人信愛会 特別養護老人ホーム裕生園園長 〃 副理事長	第37期～第39期
生方 健二郎	王子製紙株式会社日南工場工場長代理兼事務部長	第38期
小河原 正嗣	王子製紙株式会社日南工場事務部長	第39期
大森 一仁	宮銀ビジネスサービス株式会社代表取締役社長 株式会社宮崎信販代表取締役社長	第39期～
工藤 久昭	宮崎県経営者協会専務理事 〃 顧問 宮崎経済同友会顧問	第40期～
坂元 恵美子	社会福祉法人敬和会理事	第41期
芝 三千代	社会福祉法人まりあ副理事長	第42期～
見戸 康人	株式会社テレビ宮崎常勤監査役	第42期～
河野 洋一	宮崎県経営者協会専務理事	第43期～

宮崎県労働委員会事務局

〒880-0805

宮崎市橋通東1丁目9番10号（県庁3号館6階）

TEL (0985) 26-7262

FAX (0985) 20-2715

e-mail rohdohi@pref.miyazaki.lg.jp



（宮崎県労働委員会のHP）



働くあんしんサポートダイヤル

0985 (26) 7538

平日 8:30~12:00

13:00~17:00

宮崎県労働委員会